

我が国における政府系給付金の処分性及び  
諸外国における完全自動化法制の策定状況に関する報告書

令和5年3月

一般財団法人 行政管理研究センター

はじめに	1
第1 我が国における政府系給付金の処分性	2
1. 東京高等裁判所昭和59年11月26日（昭和58年（行コ）第98号）	3
(1) 事案の概要	3
(2) 根拠法令等	3
(3) 処分性に関する調査事項	3
ア. 給付の目的及び対象	3
イ. 給付の根拠	4
ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無	4
エ. 裁判所による処分性の有無の判断	4
オ. その他特記事項	5
2. 福岡高等裁判所那覇支部平成5年12月9日（平成5年（行コ）第1号）	6
(1) 事案の概要	6
(2) 根拠法令等	6
(3) 処分性に関する調査事項	6
ア. 給付の目的及び対象	6
イ. 給付の根拠	7
ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無	8
エ. 裁判所による処分性の有無の判断	8
オ. その他特記事項	9
3. 最高裁判所平成15年9月4日（平成11年（行ヒ）第99号）	10
(1) 事案の概要	10
(2) 根拠法令等	10
(3) 処分性に関する調査事項	10
ア. 給付の目的及び対象	10
イ. 給付の根拠	11
ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無	11
エ. 裁判所による処分性の有無の判断	11
オ. その他特記事項	12
4. 神戸地方裁判所平成16年1月20日（平成13年（行ウ）第6号）	13
(1) 事案の概要	13
(2) 根拠法令等	13

(3)	処分性に関する調査事項 .....	13
ア.	給付の目的及び対象 .....	13
イ.	給付の根拠 .....	13
ウ.	行政庁による不服申立ての教示の有無 .....	14
エ.	裁判所による処分性の有無の判断 .....	14
オ.	その他特記事項 .....	14
5.	東京地方裁判所平成 18 年 9 月 12 日（平成 17 年（行ウ）第 309 号等） ...	15
(1)	事案の概要 .....	15
(2)	根拠法令等 .....	15
(3)	処分性に関する調査事項 .....	15
ア.	給付の目的及び対象 .....	15
イ.	給付の根拠 .....	16
ウ.	行政庁による不服申立ての教示の有無 .....	17
エ.	裁判所による処分性の有無の判断 .....	17
オ.	その他特記事項 .....	18
6.	東京地方裁判所平成 22 年 12 月 10 日（平成 21 年（行ウ）第 365 号） .....	19
(1)	事案の概要 .....	19
(2)	根拠法令等 .....	19
(3)	処分性に関する調査事項 .....	19
ア.	給付の目的及び対象 .....	19
イ.	給付の根拠 .....	21
ウ.	行政庁による不服申立ての教示の有無 .....	21
エ.	裁判所による処分性の有無の判断 .....	21
オ.	その他特記事項 .....	22
7.	東京地方裁判所平成 27 年 2 月 24 日（平成 25 年（行ウ）第 760 号） .....	23
(1)	事案の概要 .....	23
(2)	根拠法令等 .....	23
(3)	処分性に関する調査事項 .....	23
ア.	給付の目的及び対象 .....	23
イ.	給付の根拠 .....	23
ウ.	行政庁による不服申立ての教示の有無 .....	24
エ.	裁判所による処分性の有無の判断 .....	24
オ.	その他特記事項 .....	25
8.	東京地方裁判所平成 27 年 12 月 15 日（平成 26 年（行ウ）第 72 号） .....	26
(1)	事案の概要 .....	26

(2)	根拠法令等	26
(3)	処分性に関する調査事項	26
ア.	給付の目的及び対象	26
イ.	給付の根拠	26
ウ.	行政庁による不服申立ての教示の有無	27
エ.	裁判所による処分性の有無の判断	27
オ.	その他特記事項	27
9.	東京地方裁判所令和2年3月26日（平成30年（行ウ）第193号）	28
(1)	事案の概要	28
(2)	根拠法令等	28
(3)	処分性に関する調査事項	28
ア.	給付の目的及び対象	28
イ.	給付の根拠	29
ウ.	行政庁による不服申立ての教示の有無	29
エ.	裁判所による処分性の有無の判断	29
オ.	その他特記事項	30
10.	大阪地方裁判所令和3年4月27日（令和2年（行ウ）第60号）	31
(1)	事案の概要	31
(2)	根拠法令等	31
(3)	処分性に関する調査事項	31
ア.	給付の目的及び対象	31
イ.	給付の根拠	31
ウ.	行政庁による不服申立ての教示の有無	32
エ.	裁判所による処分性の有無の判断	32
オ.	その他特記事項	33
	一覧表	34
	参考文献	35
第2	諸外国における完全自動化法制の策定状況	37
1.	ドイツ	37
(1)	法律名	37
(2)	施行年月日	37
(3)	関係条項・条文	37
ア.	連邦行政手続法関係	37
イ.	租税通則法関係	39

ウ.	社会法典 10 編関係	41
(4)	制定背景・目的	42
ア.	制定背景	42
イ.	目的	44
(5)	実装化の実施状況・検討状況	44
ア.	実装化実施状況	44
イ.	実装化の検討状況	44
(6)	その他特記事項	44
ア.	リスクマネジメントシステム	44
イ.	手続上の例外	44
ウ.	GDPR 第 22 条との関係	45
2.	オーストリア	47
(1)	法律名	47
(2)	施行年月日	47
(3)	関係条項・条文	47
(4)	制定背景・目的	50
ア.	制定背景	50
イ.	目的	51
(5)	実装化の実施状況	51
(6)	その他特記事項	51
3.	イギリス	52
(1)	法律名	52
(2)	施行年月日	52
(3)	関係条項・条文	52
(4)	制定背景・目的	55
ア.	制定背景	55
イ.	目的	56
(5)	実装化の実施状況	56
ア.	GOV.UK Data Labs（内閣府）：関連リンク	56
(ア)	システム概要	56
(イ)	所管行政庁/担当部門	56
(ウ)	提供される情報	57
(エ)	意思決定に与える影響	57
イ.	保健省と NHS Digital：COVID-19 臨床ツール	57
(ア)	システム概要	57

(イ)	所管行政庁/担当部門	57
(ウ)	提供される情報	57
(エ)	意思決定に与える影響	57
ウ.	情報コミッショナーオフィス：登録メールボックス AI	58
(ア)	システム概要	58
(イ)	所管行政庁/担当部門	58
(ウ)	提供される情報	58
(エ)	意思決定に与える影響	58
エ.	食品基準庁：食品衛生評価スキーム AI	58
(ア)	システム概要	58
(イ)	所管行政庁/担当部門	59
(ウ)	提供される情報	59
(エ)	意思決定に与える影響	59
オ.	ハンプシャー警察及びテムズバレー警察：家庭内虐待リスク評価ツール	59
(ア)	システム概要	59
(イ)	所管行政庁/担当部門	59
(ウ)	提供される情報	59
(エ)	意思決定に与える影響	60
カ.	ウェスト・ミッドランズ警察：性的有罪判決探索分析ツール	60
(ア)	システム概要	60
(イ)	所管行政庁/担当部門	60
(ウ)	提供される情報	60
(エ)	意思決定に与える影響	60
(6)	その他特記事項	61
一覧表		62

## はじめに

本報告書は、一般財団法人行政管理研究センター（以下、「当センター」という。）が総務省から受託した「我が国における政府系給付金の処分性及び諸外国における完全自動化法制の策定状況の調査研究」を取りまとめたものである。

「我が国における政府系給付金の処分性」の部分について、裁判例を収集し、給付金の目的及び対象、給付の根拠、行政庁による不服申立ての教示の有無、裁判所による処分性の有無の判断、その他特記事項を中心に調査し、取りまとめた。また、法令等への記載事項と処分性の判断について整理した一覧表も作成した。

裁判例の収集に当たっては、法律や国家予算に基づいて行われる政府系給付金の（不）支給決定の処分性が争点となっている裁判例を対象とした。そのため、条例に基づいて地方公共団体が行う給付金の（不）支給決定の処分性が争点となっている裁判例は対象外とした。本報告書では、この条件で抽出された裁判例の中から 10 件を扱うこととする。

「諸外国における完全自動化法制の策定状況」の部分について、ドイツ、オーストリア及びイギリスの立法状況等を収集し、法律名、施行年月日、関係条項・条文、制定背景・目的、実装化の実施状況・検討状況、その他特記事項を中心に調査し、取りまとめた。また、各国の完全自動化法制の策定状況について整理した一覧表も作成した。

なお、本報告書は、当センターの武藤桂一主任研究員の総括の下、飯田森研究員が取りまとめた。

## 第1 我が国における政府系給付金の処分性

以下では、政府系給付金の処分性が問題となった判例を抽出し、分析を行う。なお、法令の条項の表記は当時のものとする。法令は以下のように省略する。

- ・労働者災害補償保険法  
→労災法
- ・労働者災害補償保険法施行規則  
→労災法施行規則
- ・本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法  
→本州四国連絡橋建設特別措置法
- ・本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令  
→本州四国連絡橋建設特別措置法施行令
- ・本州四国連絡橋公団が交付する一般旅客定期航路事業廃止等交付金に関する省令  
→本州四国連絡橋建設特別措置法施行規則
- ・中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律  
→中小企業労働力確保法
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律  
→障害者雇用促進法
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則  
→障害者雇用促進法施行規則

## 1. 東京高等裁判所昭和 59 年 11 月 26 日（昭和 58 年（行コ）第 98 号）

### （1） 事案の概要

処分庁（労働基準監督署長）が、労災法第 23 条第 1 項第 2 号に規定される事業であって、労働省の通達である要綱と要領等に基づいて行った、労働福祉事業としての労災就学援護費の支給の申請をした被災労働者に対し、これを支給しない旨通知する行為は、法律に直接の規定が存在しないとしても、要綱、要領によって与えられた優越的地位に基づいて一方的に行う公権的判断であり、また、その性質上その自由裁量に委ねられたものということとはできないので、抗告訴訟の対象となる行政処分であると判断した事案。

### （2） 根拠法令等

- ・ 行政事件訴訟法第 3 条第 2 項
- ・ 労災法第 23 条
- ・ 労災法施行規則第 35 条第 1 項
- ・ 労働省労働基準局長通達（昭和 45 年 10 月 27 日基発第 774 号） 労災就学援護費支給要綱
- ・ 基発第 285 号の労災保険業務機械処理手引（年金・就学援護費）（昭和 53 年 5 月 19 日） 就学援護費編中の支給決定事務理要領

### （3） 処分性に関する調査事項

ア. 給付の目的及び対象

目的：労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図ること（労災法第 23 条第 1 項柱書）

対象：就学援護費編中の支給決定事務理要領によれば以下のとおりである。

（1） 年金の給付基礎日額（スライドの適用ある場合はスライド率を乗じた後の額）が 9,000 円以下の者。

（2） 学資の支弁が困難と認められるもののほか、次のとおりであるので確認すること。

（傷病年金《受給者の場合》）

- ① 災害発生から 3 年経過している者で廃疾等級第 1 級及び第 2 級に該当する者。
- ② 災害発生から 3 年経過している者で廃疾等級号第 3 級第 1 号、第 2 号及び第 6 号以外に該当する者。
- ③ 災害発生から 3 年経過し廃疾等級号第 3 級第 1 号、第 2 号及び第 6 号に該当する者のうち、治癒した場合障害等級第 1 級ないし第 3 級に相当すると見込まれる者。

（障害年金《受給者の場合》）

障害等級第 1 級ないし第 3 級に該当する者。

(遺族年金《受給者の場合》)

全受給権者。

#### イ. 給付の根拠

労災保険法第23条第1項第2号に「援護費の支給」が労災保険の適用事業である旨定められているが、その実施に関して必要な基準は労働省令で定めることとされている(同条第2項)。

労災保険法施行規則第1条第3項は、労災就学援護費の給付に関する事務は所轄労働基準監督署長が行う旨定めているが、他に援護費の支給基準、種類、内容等についても、またその支給、不支給に関する不服申立手続等についても何らの規定を設けていない。

援護費の支給対象、支給額、支給期間、欠格事由、手続及び支払方法等は労働省の通達である労災就学援護費支給要綱及び就学援護費編中の支給決定事務理要領に定められている。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

本件について裁判所は、「イ給付の根拠」で示した援護費に関する規定について、「政府は、労災法の定める労働福祉事業として就学援護費の支給を規則、通達に定めるところにより実施することとし、しかも、右通達の定めは単に下級行政庁に対する内部的な指示にとどまらず、実際には省令を補充する機能を有しているとみるべきことはその内容に照らし明らかである」と解している。

原則として通達に基づいてなされる行為は処分に該当しないと考えられているところ、「就学援護費の支給を受けようとする被災労働者は、右の規則及び通達に従って申請しなければならない、それ以外の方法によつて支給を受けることはできず、一方、被災労働者が要綱、要領に定める前記の支給要件を具備するとして援護費の支給申請をしてきた場合、労働基準監督署長はこれが所定の支給要件を具備しているか否かの確認をしなければならない、ここにおいて支給要件を具備するものと確認されることによつて被災労働者に具体的な援護費支給請求権が発生し、逆にこれを具備しないものとされることにより右の請求権が否定されることになるものである」と解する。

以上の内容を踏まえて、裁判所は、援護費の支給・不支給決定は、労働基準監督署長がその与えられた優越的地位に基づいて一方的に行う公権的判断であり、また、その性質上その自由裁量に委ねられたものということとはできないものというべきであつて、本件のように労働基準監督署長が援護費の支給申請をした被災労働者に対し、これを支給しない旨通知する行為は、被災労働者の具体的権利義務に影響を及ぼすものというべきであると判断した。

すなわち、本件は、援護費が労災保険法の委任を受けた省令及び省令を補完する通達によって制度化されており、その不支給決定は、被災労働者の具体的権利義務に影響を及ぼすため、行政庁の処分に該当すると判断したものである。

なおこの通達の省令補充機能について、「省令にふさわしい事項（制度の枠組み）を通達が代替的に定めている場合」及び「下部機関における事務処理の妥当性や統一性を確保するため裁量の基準、省令の解釈などを示している場合」では区別して考える必要があるとの指摘がある<sup>1</sup>。

#### オ. その他特記事項

不服申立手続の有無について、労災保険法は保険給付については特別の不服申立手続を設けている（第 35 条第 1 項）が、援護費の支給・不支給については不服申立手続に関する特別の規定を設けていない。しかし、不服申立手続に関する特別の規定が設けられていない場合には、一般法である行政不服審査法が適用されるため、右の労災保険法の規定の有無のみをもって両者を別異に取扱うことの合理的理由とはないと判断されている。

---

<sup>1</sup> 田中清定「労働福祉事業における援護費の不支給と抗告訴訟」別冊ジュリスト 113 号 133 頁

## 2. 福岡高等裁判所那覇支部平成5年12月9日（平成5年（行コ）第1号）

### （1） 事案の概要

処分庁（公共職業安定所長）が、雇用保険法第62条第1項第2号並びに地域雇用開発等促進法第8条第1項及び第2項に規定される助成及び援助であって、雇用保険法施行規則第106条、第107条第1項及び同条第2項（現行法では削除）等に基づいて行った地域雇用奨励金受給資格決定、地域雇用特別奨励金受給資格決定及び地域雇用特別奨励金支給決定は、法律において具体的内容を規定されておらず、特別奨励金の支給制度は、行政庁で内部的に雇用改善事業の内容を定めた規則及び規則の規定を受けて地域雇用開発助成金の支給に当たって適正な事務処理がなされるよう手続の細則を示達した通達により創設的に規定されたものであるので、いずれも抗告訴訟の対象となる行政処分でないと判断した事案。

### （2） 根拠法令等

- ・ 行政事件訴訟法第3条第2項
- ・ 地域雇用開発等促進法第8条
- ・ 雇用保険法第62条第1項第2号
- ・ 雇用保険法施行規則第106条、第107条
- ・ 労働省職業安定局長通達（昭和63年2月25日付職発第80号）地域雇用開発助成金支給要領
- ・ 労働者職業安定局国鉄・地域雇用対策室室長補佐事務連絡（昭和63年12月21日付）

### （3） 処分性に関する調査事項

ア. 給付の目的及び対象

目的：雇用改善事業として、事業主に対して雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転による雇用機会の増大等地域的な雇用構造の改善を図ること（雇用保険法第62条第1項第2号）

対象：雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して雇用開発促進地域求職者を雇い入れる事業主であって、雇用開発促進地域内に事業所を有する法人で、労働省令で定める基準に照らして当該事業所の行う事業が当該雇用開発促進地域の地域雇用開発に特に資すると認められるものについて、特別の措置を講じているもの（地域雇用開発等促進法第8条）。

地域雇用開発助成金支給要領には以下のように定められている。

- （1） 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- （2） 地域雇用開発等促進法に規定する雇用開発促進地域において、事業所の事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借（その費用の合計額が500万円以上のものに限る。）を行う事業主であること。
- （3） 当該事業所の設置・整備に伴い、一定の要件に該当する求職者を、公共職業

安定所の紹介により、常用労働者として雇い入れた事業主であること。

- (4) 当該事業所の操業開始日の前2年間に操業開始日を有する事業所の設置・整備を行い、地域雇用開発助成金の支給を受けているものでないこと。
- (5) 国又は地方公共団体でないこと。
- (6) (1)から(5)までの各要件に該当し、奨励金の受給資格決定を受けた事業主のうち、「事業所設置・整備及び雇入れ計画書」を管轄公共職業安定所の長に提出した日(当該計画書を操業開始日の前日から起算して12ヶ月前の日より前に提出した場合にあっては、当該操業開始日から起算して12ヶ月前の日。)から事業所設置・整備及び雇入れ完了届提出日までに行った事業所の設置・整備に要した費用の合計額が500万円以上であって、これに伴い地域求職者等を5人(小規模企業事業主にあっては3人)以上公共職業安定所等の紹介により雇い入れたものであること。

#### イ. 給付の根拠

雇用保険法第62条第1項第2号には、雇用改善事業として、事業主に対して雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転による雇用機会の増大等地域的な雇用構造の改善を図るために必要な助成及び援助を行うことができる旨を定めているところ、その事業の実施に関して必要な基準は労働省令で定めることとされている(同条第2項)。

雇用保険法施行規則は、雇用保険法第62条第1項第2号に掲げる事業として、地域雇用開発助成金及び通年雇用奨励金を支給するものとし(第106条)、地域雇用開発助成金は、地域雇用奨励金、地域雇用特別奨励金及び地域雇用移転奨励金とし(第107条第1項)、奨励金の受給資格者及びその金額(同条第2項)並びに特別奨励金の受給資格者を定めている。

地域雇用開発助成金支給要領には、特別奨励金の支給金額、各助成金支給の具体的手続、すなわち、事業者からの申請に基づき受給資格決定をした上、更に支給の申請に基づき支給決定をすること、これらの申請及び決定の方法、不支給の決定については行政不服審査法に基づく審査請求ができる旨教示すること等について、詳細に規定している。

地域雇用開発等促進法第8条には、政府は、雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して雇用開発促進地域求職者を雇い入れる事業主に対して、雇用保険法第62条の雇用改善事業として、必要な助成及び援助を行うものとする、また、助成及び援助を行うに当たっては、雇用開発促進地域内に事業所を有する法人で、労働省令で定める基準に照らして当該事業所の行う事業が当該雇用開発促進地域の地域雇用開発に特に資すると認められるものについて、特別の措置を講じるものとする、と定められている。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

地域雇用開発助成金支給要領には、不支給の決定については行政不服審査法に基づく審査請求ができる旨教示することが定められており、行政庁による不服申立ての教示は行われていた。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は、政府系給付金の支給のようないわゆる給付行政は、本来、資金の交付を受けたという私人の申込みに対する承諾という契約的な性質を有する非権力的なものであって、原則として処分性を有するものではないとの解釈の上で、立法政策として、法律等が、給付金の交付申請に対して行政庁が交付決定をするという手続を定め、右決定に対する不服申立手続を設けるなど、特に給付金の交付決定に処分性を与えたものと認められる場合には、右交付決定は行政事件訴訟法第3条第2項にいう「処分」に該当する場合もあるとの考えに則り、例外的に処分に該当する場合とは、「行政庁が自らの内部規則として制定した規則は、これが補助金等の交付決定に処分性を認めることを前提とした法律ないし条例等の委任を受け、その法律ないし条例等と一体として処分性を付与していると認められ」る場合であるとした。

以上の内容を踏まえて裁判所は、本件各助成金については「イ給付の根拠」で確認したとおり、地域雇用開発等支援法及び雇用保険法は、「地域雇用開発の促進あるいは地域的な雇用構造の改善を図るために『必要な助成及び援助を行う』旨あるいは右助成及び援助を行うに当たって『特別の措置を講ずる』旨を規定しているだけであって、その『助成及び援助』あるいは『特別の措置』の具体的内容については何ら規定しておらず、規則において、初めて、特別奨励金の支給制度が規定されるとともに事業主の受給資格及び支給金額に関する概括的な要件が規定され、更に、具体的な支給手続、支給金額、支給時期等は通達において定められているのである」。

そうすると、地域雇用開発等支援法及び雇用保険法には、「特別奨励金の支給制度について何らの規定も置かれておらず、特別奨励金の支給・不支給決定に処分性を認める趣旨の規定は全く存在しないといわざるを得ないし、右2法が労働省令に委任している事項も、ある事業所の事業が雇用開発促進地域の地域雇用開発に特に資するかどうかの基準及び雇用改善事業の実施に関する基準にすぎないから、雇用改善事業として一定の事業を行うことを前提としてその具体的内容や手続等を委任しているわけではなく、右2法と規則とが一体となって特別奨励金の支給・不支給決定に処分性を付与しているとみる余地もない。

したがって、特別奨励金の支給制度は、行政庁で内部的に雇用改善事業の内容を定めた規則及び規則の規定を受けて地域雇用開発助成金の支給に当たって適正な事務処理がなされるよう手続の細則を示達した通達により創設的に規定されたものというべきであり、このような規則及び通達によって、特別奨励金の支給・不支給決定に処分性を付与されるものではない」として処分性を否定した。

#### オ. その他特記事項

本件不支給決定に際して行政不服審査法上の審査請求ができる旨を教示したことについて、裁判所は、「本件不支給決定の際に被控訴人が控訴人に行政不服審査法上の審査請求ができる旨を教示したことは当事者間に争いがなく、このことは、被控訴人が本件不支給決定に処分性を認めていたことを示しているが、行政庁の行為に処分性が認められるか否かは、裁判所が法令の解釈により決定すべき事柄であって、当該行政庁の判断に左右されるものではないから、被控訴人が本件不支給決定の際に不服申立ての教示をしたからといって、このことは処分性を肯定する理由となるものではない」とした。

長崎地方裁判所平成4年12月22日に対して示されていた通達等で不服申立が認められている場合に、審査請求の法的効果をどのように考えるべきかに問題があるとの指摘<sup>2</sup>は、本判決にも妥当するだろう。また、行政側が不服申立の教示をし、審査請求が完了した後、訴訟の段階で処分性を否定して訴え却下を求めることについて、国民側は行政側が処分性がないという本案前の抗弁をした時点で、予備的に公法上の当事者訴訟を追加的に併合することの可能性も指摘されている<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup> 富田善範「施行規則及び通達に基づく地域雇用特別奨励金支給決定の処分性」『行政関係判例解説平成4年』（ぎょうせい・1994）472頁

<sup>3</sup> 高木光「公共職業安定所長が雇用保険法施行規則（平成元年労働省令第二〇号及び第二一号による改正前のもの）により雇用改善事業の一つとして定められた地域雇用特別奨励金の支給を申請した事業主に対してした不支給決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとされた事例」判例時報 1527号 210頁

### 3. 最高裁判所平成 15 年 9 月 4 日（平成 11 年（行ヒ）第 99 号）

#### （1） 事案の概要

処分庁（労働基準監督署長）が、労災法第 23 条第 1 項第 2 号に規定される事業であって、労災法施行規則第 1 条第 3 項等に基づいて行った労働福祉事業としての労災就学援護費の支給の申請をした被災労働者に対し、これを支給しない旨の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるものであるので、抗告訴訟の対象となる行政処分であると判断した事案。

#### （2） 根拠法令等

- ・ 行政事件訴訟法第 3 条第 2 項
- ・ 労災法第 23 条第 1 項第 2 号
- ・ 労災法施行規則第 1 条第 3 項
- ・ 労働省労働基準局長通達（昭和 45 年 10 月 27 日基発第 774 号）
- ・ 労災就学援護費支給要綱

#### （3） 処分性に関する調査事項

ア. 給付の目的及び対象

目的：労働福祉事業として、遺族の就学の援護等、被災労働者及びその遺族の援護を図ること（労災法第 23 条第 1 項第 2 号）

対象：援護費の支給を受ける者は、「労災就学等援護費支給要綱」3に掲げる者である。すなわち、援護費の支給を受ける者は、本人が在学しているか被災労働者の子であって在学している者と同一生計にある障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の受給権者自身である。学校に在学している者であっても、その者が障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の受給権者でなければ、その者は援護費の支給を受ける者ではない。

労災就学等援護費支給要綱

労災就学援護費は、次に掲げる者に支給する。

- （1） 遺族補償年金を受ける権利を有する者のうち、学校教育法第 1 条に定める学校に在学する者であって、学資等の支弁が困難であると認められるもの。
- （2） 遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。

#### イ. 給付の根拠

労災法第 23 条第 1 項第 2 号には、労働福祉事業として、遺族の就学の援護等、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができる旨を定めているところ、その事業の実施に関して必要な基準は労働省令で定めることとされている（同条第 2 項）。

労災法施行規則第 1 条第 3 項は、労災就学援護費の支給に関する事務は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。

労働省労働基準局長通達（昭和 45 年 10 月 27 日基発第 774 号）は、労災就学援護費は労災法第 23 条の労働福祉事業として設けられたものであることを明らかにした上で、労災就学援護費支給要綱に労災就学援護費の支給対象者、支給額、支給期間、欠格事由、支給手続等を定めており、所定の要件を具備する者に対し、所定額の労災就学援護費を支給すること、労災就学援護費の支給を受けようとする者は、労災就学等援護費支給申請書を業務災害に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない、同署長は、同申請書を受け取ったときは、支給、不支給等を決定し、その旨を申請者に通知しなければならないことなどを定めている。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は、「イ給付の根拠」で確認したような「労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば、法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、法第 3 章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。」として、労災就学援護費は保険給付を補完するものとして解した。そして、被災労働者又はその遺族は、労災就学援護費支給要綱に基づいて「所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、労働基準監督署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならない、労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するものといわなければならない。そうすると、労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分当たるものと解するのが相当である。」として処分性を認めた。

#### オ. その他特記事項

本判決の意義について、就学援助費の処分性について下級審で判断が分かれていたところ、「法に権限規定としてメニュー的に示され、通達・要綱によって具体化されている給付の処分性について、下級審で示された総合的視点からの判断基準を確定した点にある」<sup>4</sup>と解されている。このような「法に権限規定としてメニュー的に示された」ものは、労災法だけでなく、雇用保険法などさまざまな法律に存在する。

また、労災法が援護費を制度化する仕組みについて、本判決では処分又は契約等の方法をとることを許容しており、本件の場合には、通達及び要綱で処分の仕組みを選択していると述べていると解されている<sup>5</sup>。この場合、労災法が処分方式をとることを許容しているとしても、それは同法第23条第2項による省令で制度化することを授権する趣旨であり、本件のように通達及び要綱という行政規則で処分方式をとったとしても、処分性は認められないと解する余地が指摘されている<sup>6</sup>。

なお、本判決の射程について、本件のような法令に何らかの根拠を有するものとはもかく、完全に要綱に基づいて行われる場合にも本判決を援用することは難しいとして、限定的かつ慎重な検討が求められるとの指摘もある<sup>7</sup>が、法制度全体を解釈して給付行政においても処分性を認めるという方向性が広く給付行政に影響を及ぼし、今後も維持される可能性も指摘されている<sup>8</sup>。また本判決以降の判決では、支給・不支給決定の法律の根拠の有無及び給付と処分の仕組みで行われる法定給付との関係などを考慮して本判決の射程内か否かを判断していると分析されている<sup>9</sup>。

---

<sup>4</sup> 西田和弘「労働基準監督署長が労働者災害補償保険法（平成十一年法律第一六〇号による改正前のもの）二三条に基づいて行う労災就学援助費の支給に関する決定と抗告訴訟の対象」判例時報 1876号 170頁

<sup>5</sup> 山本隆司「処分性（1）行政行為の法律上の根拠、給付行政における処分性【最一小判平成15・9・4判時1841号89頁】」法学教室 331号 111頁

<sup>6</sup> 山本・前掲注（5）115頁

<sup>7</sup> 間史恵「労災就学援助費不支給決定に関する最高裁判決」法律のひろば 57巻3号 75頁、下山憲治「要綱による労災就学援助費の不支給決定と処分性」法学セミナー594号 114頁

<sup>8</sup> 西田・前掲注（4）171頁、横田明美「労災就学援助費支給打切り決定の処分性—中央労基署長（労災就学援助費）事件」別冊ジュリスト 227号 117頁

<sup>9</sup> 太田匡彦「労災就学援助費の支給に関する決定」別冊ジュリスト 261号 317頁

#### 4. 神戸地方裁判所平成 16 年 1 月 20 日（平成 13 年（行ウ）第 6 号）

##### （1） 事案の概要

被告（本州四国連絡橋公団法第 1 条及び第 2 条に基づき設立された特殊法人）が、本州四国連絡橋建設特別措置法第 10 条及び第 11 条等に基づいて行った交付金の交付又は不交付の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるもので、抗告訴訟の対象となる行政処分であると判断した事案。

##### （2） 根拠法令等

- ・行政事件訴訟法第 3 条第 2 項
- ・本州四国連絡橋建設特別措置法第 10 条、第 11 条、第 12 条
- ・本州四国連絡橋建設特別措置法施行令第 3 条
- ・本州四国連絡橋建設特別措置法施行規則第 5 条、第 7 条
- ・一般旅客定期航路事業廃止等交付金交付事務の取扱いについて（昭和 58 年 5 月 23 日付業業一第 6 号）

##### （3） 処分性に関する調査事項

###### ア. 給付の目的及び対象

目的：本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業に対して、一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ること（本州四国連絡橋建設特別措置法第 1 条）

対象：独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は本州と四国を連絡する鉄道施設を建設し、若しくは保有する者であって国土交通大臣の指定するものであって、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者が、本州四国連絡橋の供用に伴い余儀なくされることとなる事業規模の縮小等を行おうとするときは、それぞれ当該事業について、その実施に関する計画を作成し、期日までの間にこれを国土交通大臣に提出して、その認定を受けたもので海上運送法の規定により必要とされる許可又は認可を受けた上実施計画に従って事業規模の縮小等を行ったもの（本州四国連絡橋建設特別措置法第 10 条）

###### イ. 給付の根拠

本州四国連絡橋建設特別措置法第 10 条には、対象となるものに対して一般旅客定期航路事業廃止等交付金を交付することができる旨が定められている。

交付金の額、請求、手続及び返還に関する規定は、同法第 11 条から第 13 条に定められており、その他の交付金の交付及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令で定めることとなっている（同法第 14 条）。

ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は本交付金の制度について、「一般旅客定期航路事業を営む者が上記所定の交付要件を具備するときは、所定の交付金の交付を受けることができるという抽象的な地位が与えられ、その者が具体的に交付金の交付を受けるためには、被告に交付金の申請をし、所定の交付要件を具備していることの確認を受けなければならない、被告の交付金決定によって初めて具体的な交付金請求権を取得するものである。」と解した。

そして、処分庁「の行う交付金の交付又は不交付の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、上記事業者の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分当たるものと解するのが相当である」として処分性を認めた。

オ. その他特記事項

本判決では、「以上は、労働者災害補償保険法 23 条第 1 項 2 号に基づく労働福祉事業である労災就学援護費の支給に関して、労働基準監督署長が行う同援護費の支給又は不支給の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分当たると解した、最高裁平成 15 年 9 月 4 日判決・裁判所時報 1347 号 1 頁の趣旨に徴して明らかというべきである」と述べられているように、本報告書④判決の影響を受けている。

## 5. 東京地方裁判所平成 18 年 9 月 12 日（平成 17 年（行ウ）第 309 号等）

### （1） 事案の概要

処分庁（独立行政法人雇用・能力開発機構担当センター長）が、雇用保険法第 62 条第 1 項第 5 号及び中小企業労働力確保法第 7 条第 1 項第 4 号に規定される助成及び援助であつて、雇用保険法施行規則第 115 条第 1 項第 3 号、第 118 条第 1 項及び同条第 3 項等の規定に基づいて行った助成金の支給・不支給の決定は、申請者の申請に基づき、行政庁の優越的地位に基づく行為として行われることを予定していることをうかがわせるような規定が上記各法令の中には存在しないので、国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものということとはできず、抗告訴訟の対象となる行政処分でないと判断した事案。

### （2） 根拠法令等

- ・行政事件訴訟法第 3 条第 2 項
- ・中小企業労働力確保法第 7 条第 1 項第 4 号
- ・雇用保険法第 62 条第 1 項第 5 号、第 2 項
- ・雇用保険法施行規則第 115 条第 3 号、第 118 条
- ・独立行政法人雇用・能力開発機構法第 11 条第 1 項第 6 号、第 2 項
- ・中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進のための情報の提供、相談その他の援助等実施要領（平成 16 年要領第 8 号）

### （3） 処分性に関する調査事項

ア. 給付の目的及び対象

目的：事業協同組合等がその構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業の実施を促進すること（中小企業労働力確保法第 7 条）

対象：次のいずれにも該当する認定中小企業者であること（雇用保険法施行規則第 118 条第 3 項第 1 号）

- （1） 新分野認定計画に定められた計画期間内であつて、（2）の基盤人材確保実施計画を独立行政法人雇用・能力開発機構の長に提出した日の翌日から、新分野認定計画に係る中小企業労働力確保法第 4 条第 1 項の規定による都道府県知事の認定を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過した日までの間に、新分野進出等に伴って新たな労働者（新分野進出等に係る業務に就く者であつて、当該認定中小企業者の経営基盤の強化に資するもの（短時間労働者を除く。）に限る。）を継続して雇用する労働者として雇い入れる認定中小企業者又は当該特定労働者の雇入れに伴い新たに労働者（新分野進出等に係る業務に就く者であつて、特定労働者以外のもの（短時間労働者を除く。）に限る。）

を継続して雇用する労働者として雇い入れる認定中小企業者であること。

- (2) (1)の雇入れの実施に関する計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の長の認定を受けた認定中小企業者であること。
- (3) 基盤人材確保実施計画を独立行政法人雇用・能力開発機構の長に提出した日から起算して6ヶ月前の日から(1)の雇入れの日から起算して6ヶ月を経過した日までの間において、当該雇入れに係る認定中小企業者(当該認定中小企業者が、他の事業主が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立したものである場合は、当該認定中小企業者を設立した事業主及び基準期間中に当該設立元事業主が設立した法人等であって当該認定中小企業者以外のものを含む。(4)において同じ。)の労働者を解雇した認定中小企業者(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した認定中小企業者を除く。)以外の認定中小企業者であること。
- (4) (1)の雇入れに係る認定中小企業者に雇用されていた者であって基準期間に離職したもののうち当該基準期間に雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる認定中小企業者であること。
- (5) 認定計画に係る新分野進出等に要する費用が、300万円以上である認定中小企業者であること。
- (6) 当該認定中小企業者の労働者の離職の状況、(1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況及び(5)の費用の支払の状況を明らかにする書類を整備している認定中小企業者であること。

#### イ. 給付の根拠

中小企業労働力確保法第7条第1項第4号は、雇用保険法第62条の雇用安定事業として、中小企業労働力確保法第4条第1項の認定を受けた中小企業者に対して、必要な助成及び援助を行うことを定めている。また、同条第3項は、政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、上記助成及び援助等の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする旨を規定する。

雇用保険法第62条第1項柱書及び第5号は、政府は被保険者及び被保険者であった者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であって、厚生労働省令で定めるものを行うことを定めている。同条第2項では、事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定めると規定する。

雇用保険法第62条第1項柱書及び第5号の委任を受けた雇用保険法施行規則第115条

第1項第3号は、中小企業労働力確保法第4条第1項の認定を受けた事業協同組合等の構成員である中小企業者又は認定中小企業者に対して、中小企業人材確保支援助成金を支給することを定め、同法第118条第1項は、中小企業人材確保支援助成金は、中小企業雇用管理改善助成金及び中小企業基盤人材確保助成金とすると規定する。雇用保険法第62条第2項の委任を受けた同規則第118条第3項では、中小企業基盤人材確保助成金の対象者及び額を定めている。

独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第6号には、独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として、中小企業労働力確保法第7条第1項各号に掲げる業務を定め、同条第2項には、同条第1項各号の業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法第62条の規定による雇用安定事業として行うものと規定される。

実施要領には、助成対象期間、助成額の算定方法、支給手続等について定められている。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は、政府系給付金の支給のようないわゆる給付行政は、本来、資金の交付を受けたという私人の申込みに対する承諾という契約的な性質を有する非権力的なものであって、原則として処分性を有するものではないとの解釈の上で、「非権力的作用に属する行為の場合であっても、法が、一定の者に当該助成金の給付に関する申請権を与えるとともに、行政庁が、申請権を有する者の申請に基づき、支給・不支給の決定をして当該申請者の受給権の存否を判断するという手続を採用している場合には、当該支給・不支給の決定行為は、行政庁が、優越的地位に基づき、当該申請者の権利義務を直接に形成し、又はその範囲を確定する行為としての性質を有するもの」として、右交付決定は行政事件訴訟法第3条第2項にいう「処分」に該当する場合もあると考えた。

以上の内容を踏まえて裁判所は、本件助成金については「イ給付の根拠」で確認したとおり、「被告は、法律上、雇用保険法施行規則の定めに従って本件助成金の支給事業を行うことを義務付けられており、その際、個々の認定中小企業者に対して本件助成金を実際に支給するかどうかは、事業主体である被告の判断に委ねられているものと解」した上で、「しかしながら、上記各法令を通じ、本件助成金の支給手続に関して定めた規定はなく、認定中小企業者による支給申請とこれに対する被告（担当センター長）の支給決定によって具体的な給付請求権が発生するという仕組みは、被告の作成した実施要領の中においてのみ規定されているものであり、このような被告（担当センター長）の支給決定が、申請者の申請に基づき、行政庁の優越的地位に基づく行為として行われることを予定していることをうかがわせるような規定は、上記各法令の中には存在しない。したがって、被告（担当センター長）が行う本件助成金の支給・不支給の決定は、これにより直接に国民の権利義務を形成し、又

はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえない」として、処分性を否定した。

#### オ. その他特記事項

最判平成 15 年 9 月 4 日との関係について、「最高裁平成 15 年判決は、労働者災害補償保険法の解釈として、同法自体が、『保険給付と同様の手続により』、すなわち、『処分』に当たる『保険給付に関する決定』（同法 38 条、40 条参照）によって具体的な給付請求権が発生するという保険給付の仕組みと同様の仕組みによって、労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているとの理解を前提に、労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給・不支給の決定を抗告訴訟の対象となる『処分』に当たると判示したものである。そして、上記最高裁判決が以上のような判断をしたのは、労災保険給付に関しては、一般的に被保険者等の申請に基づき、行政庁が、『処分』の形式によって支給・不支給の決定をするという制度が採られているところ、労災就学援護費の支給も、労災保険給付の受給権者である被災労働者又はその遺族に対して行われるものであって、広い意味では労災保険給付の一環としての性格を有するものであるといえるから、たとえ明文の規定は置かれていないとしても、その支給手続に関しては、労災保険給付の場合と同様の手続によるものとするのが、労働者災害補償保険法の予定するところであるという解釈を前提としたものであるといえることができる。このような理解を前提として、本件について検討してみると、雇用保険法上、被保険者に対する各種給付に関しては、被保険者の申請に基づき、行政庁が、『処分』の形式によって支給・不支給の決定をするという制度が採られていることは労働者災害補償保険法の場合と同様であるものの、本件助成金は、被保険者に対してではなく、雇用主に対して支給されるものなのであるから、これを広い意味での雇用保険給付の一環としての性格を有するものとみることは困難であって、むしろ、雇用保険給付とは別個の雇用安定施策と位置付けられるべきものと考えるのが素直である上、雇用保険法はもとより、本件助成金に関する関連法規である中小企業労働力確保法や独立行政法人雇用・能力開発機構法上も、本件助成金を申請者の申請に基づき、行政庁の『処分』に基づいて支給することを予定していると解釈できるような規定は何ら存しないのである。このように考えると、上記最高裁判決と本件とでは、事案を異にするものといわざるを得ない。」と解した。

## 6. 東京地方裁判所平成 22 年 12 月 10 日（平成 21 年（行ウ）第 365 号）

### （1） 事案の概要

処分庁（労働局長）が、雇用保険法第 62 条第 1 項第 5 号に規定される事業であつて、雇用保険法施行規則第 115 条第 1 項第 1 号等に基づいて行った助成金の支給・不支給の決定は、これにより直接に申請事業主の権利義務が形成され、又はその範囲が確定することを認めた法律の規定がないことは明らかであるので、抗告訴訟の対象となる行政処分でないと判断した事案。

### （2） 根拠法令等

- ・行政事件訴訟法第 3 条第 2 項
- ・雇用保険法第 62 条第 1 項第 5 号、第 2 項
- ・雇用保険法施行規則第 115 条第 1 号
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通達（平成 18 年雇児発第 0331021 号）育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）支給要領

### （3） 処分性に関する調査事項

ア. 給付の目的及び対象

目的：雇用保険の被保険者等に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図ること（雇用保険法第 62 条第 1 項第 5 号）

対象：以下のすべてに該当する雇用保険適用事業者に対して支給される（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通達（平成 18 年雇児発第 0331021 号）育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）支給要領）。

- （1） 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主であること。常時雇用する労働者とは、2 ヶ月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者とおおむね同等である者をいう。
- （2） 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条に基づき、支給申請前に一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ている事業主であること。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以後、一般事業主行動計画を策定又は変更する事業主については、当該一般事業主行動計画を公表し、かつ、労働者に対し周知した事業主であること。
- （3） 労働協約又は就業規則に育児休業について規定している事業主であること。また、平成 22 年 6 月 30 日以後に育児休業取得に係る支給申請を行う場合は、改正育児・介護休業法に対応した育児休業について、支給申請前に労働協約又は就業規則に規定している事業主であること。

- (4) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。）第5条第4項で定める事項について当該対象労働者に対し書面等により通知した事業主であること。（平成22年6月30日以後に開始した育児休業に限る。）
- (5) 雇用保険の被保険者（船員保険の被保険者であった者を含む。）として雇用する労働者であって、平成18年4月1日以後に、下記①の要件を満たした初めて育児休業を取得した者が出た事業主であること。また、本助成金は、企業を単位として支給するものであること。
- ① 対象となる育児休業取得者は、以下のアからウの全ての要件を満たす者であること。
- ア 雇用保険の被保険者として支給申請にかかる子の出生の日まで1年以上継続して雇用されていること。
- イ 1歳までの子を養育するため平成18年4月1日以後の日を始期とする6ヶ月以上の当該子にかかる育児休業（労働者に産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項及び船員法（昭和22年法律第100号）第87条第2項の規定により作業に従事しなかった期間）をした期間があり、かつ、産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業を含め6ヶ月以上。）を取得したこと。ただし、当該育児休業中に対象労働者が労使合意に基づき就労した場合においては、当該育児休業期間について、1月当たり週休日等も含め20日以上休業していれば、本助成金については育児休業をしたものと判断するものであること。
- ウ 育児休業終了日の翌日から起算して1年以上（対象労働者の育児休業終了日が平成22年5月1日前である場合は6ヶ月以上）雇用保険の被保険者として継続して雇用されたこと。ただし、対象労働者の育児休業終了日の翌日から起算して1年（対象労働者の育児休業終了日が平成22年5月1日前である場合は6ヶ月以上）の間において、対象労働者の就労を予定していた日数に対し、実際に就労した日数の割合が5割に満たない場合は、支給対象とするものではないこと。対象労働者本人の都合による休業及び休暇（年次有給休暇、育児休業等法令により事業主が労働者に対し付与を義務付けている休業及び休暇は除く）又は申請事業主の都合による休業は「対象労働者の就労を予定していた日数」には含めることとするが、実際に就労した日数には含めないこと。
- ② 船員保険の被保険者がした育児休業は支給対象とせず、平成22年1月1日以後に育児休業を開始した者についてのみ支給対象とするものであること。ただし、船員保険の被保険者を雇用保険の被保険者としたならば、(5)①に該当する場合は、当該事業主における育児休業取得者の実績として取扱うこととする。

#### イ. 給付の根拠

雇用保険法第 62 条第 1 項第 5 号は、政府は、雇用保険の被保険者等に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であって、厚生労働省令で定めるものを行うことができる旨を、同条第 2 項は、同条第 1 項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨をそれぞれ定められている。

雇用保険法施行規則第 115 条は、「雇用保険法第 62 条第 1 項第 5 号の厚生労働省令で定める事業は、（中略）次のとおりとする。」として、その第 1 号で、育児・介護雇用安定等助成金を支給することを定めている。

平成 18 年雇児発第 0331021 号) 育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）支給要領は、上述の支給対象者等の要件、支給金額及び支給手続等について定めている。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は、本件助成金については「イ給付の根拠」で確認したとおり、「雇用保険法によって、政府は、雇用安定事業として、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業（以下「雇入れの促進等のために必要な事業」という。）を行うことができることが定められたということが出来る。しかし、雇入れの促進等のために必要な事業に関してこれ以上の定めを置いた雇用保険法及び関係法律の規定は見当たらず、以上のことに照らし、政府は、雇入れの促進等のために必要な事業として一定の事業を実施することを法律上義務付けられているとはいえず、政府は、これを実施することもしないことも可能であると解される。そして、雇入れの促進等のために必要な事業として実施する内容は厚生労働省令で定められることが予定されているほか、この事業の実施に関して必要な基準も厚生労働省令で定めるものとされていることに照らせば、政府が雇入れの促進等のために必要な事業を実施することとした場合でも、実施する事業の具体的内容をどのようなものとするか（金員の支給をするのか、他の施策によるのか）、どのような仕組みでその事業を実施するかといったことを含め、雇入れの促進等のために必要な事業として実施する事業の内容は、法律の規定では何ら定められることはなく、その具体化の一切が厚生労働省令にゆだねられたもの」であり、雇用保険法の委任を受けた雇用保険法施行規則「の規定によって初めて育児・介護雇用安定等助成金支給の事業が定められ、また、その一つとして本件助成金（中小企業子育て支援助成金）支給の事業が定められていること

(法律の規定において、本件助成金支給の事業はもとより、育児・介護雇用安定等助成金支給の事業についても定めたものはおよそ見当たらないこと)を加えて考えれば、法律上は、雇入れの促進等のために必要な事業として政府(具体的には、厚生労働大臣)が定めた特定の事業を行うことができることが定められたまでであり、そうした雇入れの促進等のために必要な事業の一つとして本件助成金支給の事業を実施することはもとより育児・介護雇用安定等助成金支給の事業を実施することも何ら定められていないというべきである」と解した。そして、「本件助成金の支給手続については、雇用保険法施行規則にも何らの規定はなく、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の通達である支給要領において、初めて、事業主が都道府県労働局長に対して本件助成金の支給申請をし、これに対し都道府県労働局長が支給又は不支給の決定をし、支給決定を受けた場合に本件助成金が支給されるといった本件助成金の支給手続が定められている」。以上によれば、「都道府県労働局長が本件助成金の支給又は不支給の決定を行い、これにより直接に申請事業主の権利義務が形成され、又はその範囲が確定することを認めた法律の規定がないことは明らかである」として、処分性を否定した。

#### オ. その他特記事項

本判決では、「支給要領において、申請事業主が本件助成金の支給申請を行い、これに対し、都道府県労働局長が本件助成金の支給又は不支給の決定をし、支給決定があった場合、申請事業主に対し本件助成金が支給されるとされていることにかんがみれば、こうした本件助成金の支給をめぐる法律関係は、申込み(支給申請)と承諾(支給決定)により成立する贈与契約に基づくものである(本件助成金の支給請求権は、雇用保険法の規定に基づいて発生するものではなく、贈与契約の成立の効果として発生するものである)と解するのが相当である。」として、本件助成金の支給・不支給が処分ではなく贈与契約であるということまで言及した。

また、最判平成15年9月4日とも事案が異なるとした。

## 7. 東京地方裁判所平成 27 年 2 月 24 日（平成 25 年（行ウ）第 760 号）

### （1） 事案の概要

被告（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）が、障害者雇用促進法第 49 条第 1 項第 5 号及び障害者雇用促進法施行規則第 20 条の 3 等に基づいて行った助成金の支給・不支給の決定は、法律が本件助成金の支給を行政処分によらせることとしたものとは解されないもので、これにより直接に国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえず、抗告訴訟の対象となる行政処分でないと判断した事案。

### （2） 根拠法令等

- ・ 行政事件訴訟法第 3 条第 2 項
- ・ 障害者雇用促進法第 49 条第 1 項第 2 号
- ・ 障害者雇用促進法施行規則第 17 条、第 18 条
- ・ 厚生労働省告示（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 18 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件）第 1 条第 1 項第 2 号、第 2 条、第 3 条
- ・ 障害者雇用納付金関係助成金支給要領（平成 24 年 10 月 1 日要領第 6 号）
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第 14 条第 1 項第 6 号
- ・ 障害者雇用納付金関係助成金審査要領

### （3） 処分性に関する調査事項

#### ア. 給付の目的及び対象

目的：身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、身体障害者若しくは知的障害者を労働者として雇い入れる事業主又は身体障害者若しくは知的障害者である労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続のために必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てること（障害者雇用促進法第 49 条第 1 項第 2 号）

対象：障害者を労働者として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であって、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行うもの（障害者雇用促進法施行規則第 18 条第 1 項）

#### イ. 給付の根拠

障害者雇用促進法第 49 条第 1 項第 2 号は、厚生労働大臣が身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、身体障害者若しくは知的障害者を労働者として雇い入れる事業主又は身体障害者若しくは知的障害者であ

る労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続のために必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給する納付金関係業務を行う旨を規定するところ、上記業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という）に行わせるものとしている（同条第2項、第19条第2項）。同法第51条第1項は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従って上記助成金を支給する旨を規定する。

障害者雇用促進法施行規則第17条は、障害者雇用促進法第49条第1項第2号の助成金を設置等助成金とし、同規則第18条第1項は、設置等助成金は、障害者を労働者として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であって、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行うものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとし、同条第2項は、設置等助成金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによると規定する。

厚生労働省告示第1条第1項第2号では、設置等助成金の額は、機構が別に定める基準に従って算定した作業施設等の設置又は整備に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額とされ、作業施設等の賃借による設置に係る設置等助成金の場合には、1月につき13万円を超えるときは、13万円とし、設置等助成金の支給の対象となる期間は、当該作業施設等の賃借が開始された日の属する月の翌月から起算して3年の期間のうち、当該作業施設等を当該設置等助成金の支給に係る障害者のために使用している期間とされ（同告示第2条）、前2条に規定するものを除くほか、設置等助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定めるとされている（同告示第3条）。

障害者雇用納付金関係助成金支給要領には、支給対象事業主、支給期間及び支給の手続等が定められている。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第6号に基づき、機構は、障害者雇用促進法第49条第1項に規定する納付金関係業務を行う。機構は、障害者雇用納付金関係助成金審査要領に基づいて審査業務を行う。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は、政府系給付金の支給のようないわゆる給付行政は、本来、資金の交付を受けたという私人の申込みに対する承諾という契約的な性質を有する非権力的なものであって、原則として処分性を有するものではないとの解釈の上で、「当該行為の根拠となる法律が、行政上の要請に鑑み、特にこれを行政処分として構成することとして手続を置く等、その規定の文言・趣旨・制度の構造から、これを行政処分としたものと認められる場合にのみ」、

右交付決定は行政事件訴訟法第3条第2項にいう「処分」に該当する場合もあると考えた。

以上の内容を踏まえて裁判所は、本件助成金については「イ給付の根拠」で確認したとおり、法律の規定では、「この事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めるものとされており、どのような仕組みでその助成を実施するかといったことを含め、納付金関係業務として実施する事業の内容は」定められていない。障害者雇用促進法の委任を受けた障害者雇用促進法施行規則においても、「設置等助成金の支給が被告の予算の範囲内で支給するものと定められ（18条1項）、設置等助成金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによるとされており（同条2項）、本件助成金の支給手続については」何らの規定はなく、「支給手続は、本件厚生労働省告示3条を受けて被告が定めた本件支給要領において、本件助成金の支給を受けようとする事業主は、被告から受給資格の認定を受けた上で、被告に対して本件助成金の支給申請をし、これに対し機構が支給又は不支給の決定をし、支給決定を受けた場合に本件助成金が支給されるという形で定められているものである」と解した。そして、「以上のような法律等の定めにも照らすと、本件助成金の支給根拠となる障害者雇用促進法が、本件助成金の支給を行政処分によらせることとしたものとは解されず、被告が行う本件助成金の支給又は不支給の決定は、これにより直接に国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえない」として、処分性を否定した。

#### オ. その他特記事項

なお、原告が「障害者雇用促進法が全ての事業主に対し、障害者雇用に努めなければならないとの一般的な義務を定め、本件助成金と車の両輪をなす制度である障害者雇用納付金の徴収が不利益な処分であることに照らすと、本件助成金の支給又は不支給決定にも処分性がある旨主張」したことに対して、裁判所は、「障害者雇用納付金の徴収は、事業主に対して国が優越的な主体として行う権力的作用であって、本件助成金の支給とは性格が異なるだけでなく、障害者雇用促進法において、障害者雇用納付金の徴収に当たっては、不服申立てができる規定を置き（65条ないし67条）、徴収決定に処分性があることを前提とした制度となっているのに対し、助成金の支給に関しては、そのような不服申立ての制度が設けられていないのである。そうすると、障害者雇用促進法は、障害者雇用納付金の徴収と助成金の支給を異なる性格のものとして定めているというべきであるから、前者に処分性が認められても、後者に処分性が認められると解することはできない」と解した。原告のこの主張は、最判平成15年9月4日の保険給付と労災就学援護費の関係を意識したものであると思われる。裁判所は、本件と最判平成15年9月4日は事案を異にするものであると解している。

## 8. 東京地方裁判所平成 27 年 12 月 15 日（平成 26 年（行ウ）第 72 号）

### （1） 事案の概要

被告（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法に基づき設立された独立行政法人）が、障害者雇用促進法第 49 条第 1 項第 2 号及び第 51 条並びに障害者雇用促進法施行規則第 18 条等に基づいて行った助成金の支給・不支給の決定は、専ら被告の定める本件支給要領によって規定された手続にすぎないことからすると、法が、本件助成金の支給の可否を決するに当たり、一定の者に本件助成金の受給資格の認定に係る申請権を与え、行政庁が、申請権を有する者の申請に対し、当該申請者の受給資格の存否を判断して応答するという手続を定めたものと解することはできないので、国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものということとはできず、抗告訴訟の対象となる行政処分でないと判断した事案。

### （2） 根拠法令等

- ・行政事件訴訟法第 3 条第 2 項
- ・障害者雇用促進法第 49 条第 1 項第 5 号
- ・障害者雇用促進法施行規則第 20 条の 3、第 20 条の 4
- ・重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成 15 年厚生労働省告示第 341 号）
- ・障害者雇用納付金関係助成金支給要領（平成 24 年要領第 6 号）

### （3） 処分性に関する調査事項

#### ア. 給付の目的及び対象

目的：対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対して、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の通勤を容易にするための措置に要する費用に充てること（障害者雇用促進法第 49 条第 1 項）

対象：身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体であって、障害者雇用促進法施行規則第 20 条の 4 に定められるもの（障害者雇用促進法第 49 条第 1 項第 5 号、障害者雇用促進法施行規則第 20 条の 4）

#### イ. 給付の根拠

障害者雇用促進法第 49 条第 1 項第 5 号は、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対して、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の通勤を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給することを定めており、同条第 2 項では、その業務の全

部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。そして、同法第 51 条第 1 項は、機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従って第 49 条第 1 項第 5 号などに定められる助成金を支給することとされている。

障害者雇用促進法施行規則では、本件助成金を重度障害者等通勤対策助成金とすること（施行規則第 20 条の 3）、同助成金は、施行規則第 20 条の 4 第 1 項各号所定の事業主又は事業主の団体に対し、被告の予算の範囲内で支給する旨を定めるのみであり（施行規則第 20 条の 4 第 1 項）、同助成金の額その他必要な事項については、同項各号の区分に応じ、厚生労働大臣が定めることとされている（施行規則第 20 条第 2 項）。

厚生労働省告示においても、本件助成金を含む重度障害者等通勤対策助成金の具体的な支給額を定めるのみで（第 1 条第 1 号）、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定めることとしている（第 4 条）。

その他の事項については、障害者雇用納付金関係助成金支給要領に定められている。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は、政府系給付金の支給のようないわゆる給付行政は、本来非権力的なものであって、原則として処分性を有するものではないとの解釈の上で、「法律が、一定の者に当該給付の受給に関する申請権を与え、行政庁が、申請権を有する者の申請に対し、当該申請者の受給権の存否を判断して応答するという手続を採用していると解される場合には、当該応答に係る行政庁の決定行為は、行政庁がその行為により直接に当該申請者の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとして」右交付決定は行政事件訴訟法第 3 条第 2 項にいう「処分」に該当する場合もあると考えた。

以上の内容を踏まえて裁判所は、本件助成金については「イ給付の根拠」で確認したとおり、法律の規定では、「本件助成金の支給手続に関して何らの具体的な定めも置いておらず、本件助成金の受給資格の認定は、専ら被告の定める本件支給要領によって規定された手続にすぎないことからすると、法が、本件助成金の支給の可否を決するに当たり、一定の者に本件助成金の受給資格の認定に係る申請権を与え、行政庁が、申請権を有する者の申請に対し、当該申請者の受給資格の存否を判断して応答するという手続を定めたものと解することはできない。したがって、本件助成金の受給資格に係る認定又は不認定の決定は、行政庁がその行為により直接に国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえない」として、処分性を否定した。

#### オ. その他特記事項

裁判所は、本件と最判平成 15 年 9 月 4 日は事案を異にするものであると解している。

## 9. 東京地方裁判所令和2年3月26日（平成30年（行ウ）第193号）

### （1） 事案の概要

処分庁（労働局長）が、雇用保険法第62条第1項第2号に規定される助成及び援助であって、雇用保険法施行規則第102条の4及び5等に基づいて行った助成金の支給・不支給の決定は、法律及び省令に本件助成金の支給を受けるための手続については定められておらず、法が、一定の者に本件助成金の給付に関する申請権を与え、申請権を有する者の申請に基づき行政庁において当該申請に係る給付をするか否かを判断するという手続を採用したものと解することはできないので、国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものということとはできず、抗告訴訟の対象となる行政処分でないと判断した事案。

### （2） 根拠法令等

- ・行政事件訴訟法第3条第2項
- ・雇用保険法第62条第1項第2号、第2項
- ・雇用保険法施行規則第102条の4、第102条の5第6項第1号
- ・厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長連名通達（平成26年2月28日職発0228第4号能発第1号）雇用関係助成金支給要領

### （3） 処分性に関する調査事項

#### ア. 給付の目的及び対象

目的：雇用保険の被保険者等に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、離職を余儀なくされる労働者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第26条第1項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進すること（雇用保険法第62条第1項第2号）。

対象：本件給付金（早期雇入れ支援）の支給に関する要件は以下の全てを満たすものである（雇用保険法施行規則第102条の5第6項）。

- （1） 計画対象被保険者又は支援対象被保険者であった者の離職の日の翌日から起算して3ヶ月を経過する日までの間に当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者であった者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れる事業主であること。
- （2） 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて前号の雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。
- （3） （1）の雇入れの日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年を経過した日までの間（次号において「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る

事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(4) (1)の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であって基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。

(5) (1)の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

#### イ. 給付の根拠

雇用保険法第62条第1項第2号には、政府は、雇用安定事業として、離職を余儀なくされる労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができる旨を規定し、同条第2項は、その事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨を規定している。

雇用保険法施行規則第102条の4は、雇用保険法第62条第1項第2号に掲げる事業として労働移動支援助成金を支給する旨を規定し、同規則第102条の5第1項は、労働移動支援助成金は、再就職支援奨励金、受入れ人材育成支援奨励金及びキャリア希望実現支援助成金の3種類とする旨を規定している。受入れ人材育成支援奨励金の支給については、同規則第102条の5第6項において、その支給を受けることができる事業主の要件及び支給金額が定められている。このうち、本件助成金（早期雇入れ支援）の支給については、同項第1号及び第3号イに定めがある。

雇用関係助成金支給要領には、本件助成金の支給手続等が定められている。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は、政府系給付金の支給のようないわゆる給付行政は、本来非権力的なものであって、原則として処分性を有するものではないとの解釈の上で、「助成金の給付のような本来的には非権力的作用に属する行為であっても、法令が、一定の者に当該助成金の給付に関する申請権を与え、申請権を有する者の申請に基づき行政庁において当該申請に係る給付をするか否かを判断するという手続を採用している場合には、同手続による行政庁の支給又は不支給の決定は、これにより当該申請者の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」として、右交付決定は行政事件訴訟法第3条第2項にいう

「処分」に該当する場合もあると考えた。

以上の内容を踏まえて裁判所は、本件助成金については「イ給付の根拠」で確認したとおり、法律の規定では、「雇用安定事業として、離職を余儀なくされる労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業者に対して『必要な助成及び援助を行う』ことができる旨（62条1項2号）や、その『事業の実施に関して必要な基準』を厚生労働省令で定める旨（同条2項）を定めるのみで、具体的にいかなる助成又は援助を定めるか等については、厚生労働省令に委ねている。そして、これを受けた施行規則第102条の4及び102条の5において、労働移動支援助成金の一つとして本件助成金が定められるとともに、同条6項でその支給対象事業主の要件及び支給金額について定められているが、他方、施行規則においても、本件助成金の支給を受けるための手続については定められておらず、支給申請の期限、宛先や方法を含む一連の手続は、厚生労働省の通達である本件支給要領において定められているのみである。

これらの定めを鑑みると、法が、一定の者に本件助成金の給付に関する申請権を与え、申請権を有する者の申請に基づき行政庁において当該申請に係る給付をするか否かを判断するという手続を採用したものと解することはできず、本件助成金の支給申請を受けた行政庁において、法の趣旨及び施行規則の規定に従った運用を行うことが義務付けられているにすぎないというべきである。

したがって、本件助成金の支給又は不支給の決定は、行政庁がその行為により直接に国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえない」として、処分性を否定した。

#### オ. その他特記事項

原告は、予備的請求として「原告が平成29年10月19日付け支給申請に係る労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）440万円の支給を受けるべき地位を有することを確認する」ことを求めていた。

これに対して裁判所は、「本件助成金の不支給決定を受けた事業主は、同決定が違法であること（すなわち、同事業主が、施行規則第102条の5第6項1号に定める支給対象事業主の要件に該当し、かつ、本件支給要領に定められた手続に従って支給申請を行ったにもかかわらず、不支給とされたこと）を主張して、自らが同項3号イに定める金額の本件助成金の支給を受けるべき地位にあることの確認を求めると解するのが相当である」として、本件確認の訴えについては確認の利益が認められると判断した。

## 10. 大阪地方裁判所令和3年4月27日（令和2年（行ウ）第60号）

### （1） 事案の概要

処分庁（大阪市長）が、閣議決定を経た事業の助成に必要な経費を計上することを内容とする補正予算及び実施要領に基づいて行った助成金の支給・不支給の決定は、当該実施要領が内部規則であって、法律又は条例に該当するものではなく、普通地方公共団体の長が制定する規則にも該当せず、本件実施要領を内部規則とするに当たって、委任を受け、又は根拠とした法令は見当たらないので、国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものということとはできず、抗告訴訟の対象となる行政処分でないと判断した事案。

### （2） 根拠法令等

- ・行政事件訴訟法第3条第2項
- ・令和2年度一般会計補正予算（第1号）
- ・特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱について（総行政第78号）
- ・特別定額給付金給付事業実施要領（令和2年4月30日付）

### （3） 処分性に関する調査事項

#### ア. 給付の目的及び対象

目的：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服すること（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）。

対象：本件基準日において、住民基本台帳に記録されている者（特別定額給付金給付事業実施要領）

#### イ. 給付の根拠

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。このため、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に、一人当たり10万円の給付を行う。」ことが明記された。

内閣は、令和2年4月27日、特別定額給付金給付事業の助成に必要な経費（12兆8,802億9,283万円）を計上する令和2年度一般会計補正予算（第1号）を国会に提出し、本件補

正予算は、同月 30 日、国会の議決を経て成立した。なお、本件補正予算において、上記の「特別定額給付金給付事業の助成に必要な経費」は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、全国全ての人々に対して特別定額給付金を支給するため地方公共団体が行う特別定額給付金給付事業に要する経費の補助等」と説明されていた。

特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱には、この補助金は、市区町村を事業主体として、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うことを目的とする旨（第 2 条）、総務大臣は、申請・受給権者からの支給の申請を受けて、市区町村が特別定額給付金を支給した場合において、市区町村が当該請求に応じて支払う金額について、補助金（補助率：10 分の 10）を交付する旨（第 3 条）、特別定額給付金の給付対象者は、原則として、本件基準日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている者とする旨、給付額は、給付対象者 1 人につき 10 万円とする旨等が記載されていた。

特別定額給付金実施要領には、特別定額給付金給付事業の基本的枠組み、申請受付準備から給付までの流れ、円滑な事業実施における留意点等について等について記載されていた。

#### ウ. 行政庁による不服申立ての教示の有無

判決文からは教示の有無を読み取ることはできなかった。

#### エ. 裁判所による処分性の有無の判断

裁判所は、処分が「『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』（行政事件訴訟法 3 条 2 項）であるところ、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するのではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」と解した。

以上の内容を踏まえて裁判所は、本件助成金については「イ給付の根拠」で確認したとおり、「内閣において特別定額給付金給付事業の実施を含む本件緊急経済対策が閣議決定され、特別定額給付金給付事業の助成に必要な経費を計上することを内容とする本件補正予算が成立したことを受け、総務省は、各市区町村を事業主体として特別定額給付金給付事業を実施することとし、本件補助金要綱を定め、国が実質的に経費を負担するものとした上で、各市区町村に対し、事業主体として速やかに特別定額給付金の支給を開始できるようにするため、本件実施要領を作成して送付し、被告大阪市は、総務省が作成した本件実施要領をそのまま内部規則として用い、本件実施要領に従って特別定額給付金給付事業を実施したものである。本件実施要領は、被告大阪市が事業主体として特別定額給付金給付事業を実施するに当たって用いた内部規則であって、法律又は条例に該当するものではなく、普通地方公共団体の長が制定する規則（地方自治法 15 条 1 項）にも該当しない。そして、被告大阪市が、総務省から送付を受けた本件実施要領を内部規則とするに当たって、委任を受け、又は根拠とした法令は見当たらない。

したがって、本件実施要領における特別定額給付金の支給・不支給の決定が、国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが『法律上』認められているものということとは「でき」ないとして、処分性を否定した。

オ. その他特記事項

原告が「特別定額給付金給付事業が憲法 25 条 2 項を具体化した生活保護法又は生活困窮者自立支援法を補完する制度である」と主張したことに対して、裁判所は、「特別定額給付金給付事業は、生活に困窮しているか否かにかかわらず、一律に 1 人当たり 10 万円の支給をするものである。そうすると、特別定額給付金の給付対象者は、生活保護法又は生活困窮者自立支援法が保護又は措置等を行うとしている対象者とその範囲が大きく異なっており、上記の各法律がそのような給付事業を実施することを予定しているとはおよそ考え難いのであって、特別定額給付金給付事業が、上記の各法律を補完する制度とみて、それらの法律に根拠を有するものとみることはできない」と解した。

一覧表

各裁判例において、「給付金等の名称」、「法律」、「政令・省例」、「告示・要綱等」に何が定められているか及び「処分性の有無」を一覧表にまとめた。

	給付金等の名称	法律	政令・省例	告示・要綱等	処分性
1. 東京高判昭和 59 年 11 月 26 日	労災就学援護費	給付の根拠	給付の事務処理権者	支給対象、支給額、支給期間、手続、支払方法等	あり
2. 福岡高判那覇支部平成 5 年 12 月 9 日	地域雇用特別奨励金	助成及び援助を行うこと	給付の根拠、受給資格者、支給額	支給手続、決定方法、不服申立の教示	なし
3. 最判平成 15 年 9 月 4 日	労災就学援護費	給付の根拠	給付の事務処理権者	支給対象、支給額、支給期間、手続、支払方法等	あり
4. 神戸地判平成 16 年 1 月 20 日	一般旅客定期航路事業廃止等交付金	給付の根拠、交付金の額、請求方法、手続、返還方法等	交付金の額の算定方法等		あり
5. 東京地判平成 18 年 9 月 12 日	中小企業基盤人材確保助成金	給付の根拠、給付の事務処理権者	給付の根拠、対象者、助成額	助成対象期間、助成額の算定方法、支給手続等	なし
6. 東京地判平成 22 年 12 月 10 日	育児・介護雇用安定等助成金	給付の根拠	給付の根拠	支給対象者の要件、支給金額、支給手続等	なし
7. 東京地判平成 27 年 2 月 24 日	設置等助成金	給付の根拠、給付の事務処理権者	給付の根拠、対象者	助成額、助成額の算定方法、対象者、支給期間、支給の手続等	なし
8. 東京地判平成 27 年 12 月 15 日	重度障害者等通勤対策助成金	給付の根拠、給付の事務処理権者	給付の根拠、対象者	支給額、その他の事項	なし
9. 東京地判令和 2 年 3 月 26 日	早期雇入れ支援	給付の根拠	給付の根拠、対象者、支給額	支給手続等	なし
10. 大阪裁判令和 3 年 4 月 27 日	特別定額給付金			対象者、支給額、支給手続等	なし

## 参考文献

- ・塩野宏『行政法Ⅰ〔第6版〕』（有斐閣・2015）
- ・塩野宏『行政法Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣・2019）
- ・塩野宏「補助金請求権の性質」田中二郎/雄川一郎編『行政法演習Ⅰ』（有斐閣・1963）
- ・小滝敏之『補助金適正化法解説〔全訂新版（増補第2版）〕—補助金行政の法理と実務—』（全国会計職員協会・2016）
- ・前田努編『補助金適正化法講義』（大蔵財務協会・2020）
- ・松塚晋輔「補助金交付決定の行政処分性—判例の統一的整理と傾向分析の試み—」京女法学 12 巻 1 頁
- ・高世三郎「処分性、原告適格の判断における処分の根拠法令の解釈の重要性」日本大学法科大学院法務研究 17 巻 1 頁
- ・岩橋浩文「資金交付行政の領域における「処分性」判断のための一考察：不交付等決定に対する取消訴訟を中心として」熊本学園大学経済論集 28 巻 1－4 号 307 頁

（東京地判昭和 59 年 11 月 26 日）

- ・田中清定「労働福祉事業における援護費の不支給と抗告訴訟」別冊ジュリスト 113 号 132 頁

（福岡高判平成 5 年 12 月 9 日）

- ・吉田宏彦「地域雇用開発等促進法（平成元年法律第 36 号による改正前のもの）8 条 1 項及び雇用保険法（平成元年法律第 36 号による改正前のもの）62 条 1 項 2 号に基づく雇用改善事業として雇用保険法施行規則（平成元年労働省令第 20 号及び第 21 号による改正前のもの）及び労働省職業安定局長通達に基づき支給される地域雇用特別奨励金につき、職業安定所長のする支給・不支給の決定の行政処分性（消極）」訟務月報 41 巻 1 号
- ・高木光「公共職業安定所長が雇用保険法施行規則（平成元年労働省令第 20 号及び第 21 号による改正前のもの）により雇用改善事業の一つとして定められた地域雇用特別奨励金の支給を申請した事業主に対してした不支給決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとされた事例」判例時報 1527 号

（最判平成 15 年 9 月 4 日）

- ・嵩さやか「労災就学援護費支給打切決定の行政処分性が肯定された事案」法学教室 283 号 104 頁
- ・間史恵「労災就学援護費不支給決定に関する最高裁判決」法律のひろば 57 巻 3 号 69 頁
- ・下山憲治「要綱による労災就学援護費の不支給決定と処分性」法学セミナー 594 号 114 頁
- ・榊原秀訓「労災就学援護費の支給・不支給決定の処分性」民商法雑誌 130 巻 1 号 150 頁
- ・西田和弘「労働基準監督署長が労働者災害補償保険法（平成 11 年法律第 160 号による改正前のもの）23 条に基づいて行う労災就学援護費の支給に関する決定と抗告訴訟の対象」判例時報 1876 号 168 頁
- ・太田幸夫「労働基準監督署長の行う労災就学援護費不支給決定の処分性（積極）」判例タイムズ臨時増刊 1184 号 266 頁（平成 16 年度主要民事判例解説）
- ・大久保規子「処分性をめぐる最高裁判例の展開」ジュリスト 1310 号 18 頁
- ・太田匡彦「労災就学援護費の支給に関する決定」別冊ジュリスト 182 号 342 頁〔行政判例百選 2 第 5 版〕
- ・山本隆司「処分性（1）：行政行為の法律上の根拠，給付行政における処分性」法学教室 331 号 107 頁

- ・ 桑原昌宏「労災保険法上の労働福祉事業（労災就学援護費）」法学研究（愛知学院大学法学会）49 卷 1=2 号 119 頁
- ・ 下井康史「労災就学援護費支給打切り決定の処分性:中労基署長（労災就学援護費）事件」別冊ジュリスト 191 号 124 頁〔社会保障判例百選 第 4 版〕
- ・ 太田匡彦「労災就学援護費の支給に関する決定」別冊ジュリスト 212 号 340 頁〔行政判例百選 2 第 6 版〕
- ・ 高木英行「処分性の解釈と行政過程の構造分析:労災就学援護費不支給決定事件を素材に」東洋法学 54 卷 3 号 1 頁
- ・ 横田明美「労災就学援護費支給打切り決定の処分性—中央労基署長（労災就学援護費）事件」別冊ジュリスト 227 号 116 頁〔社会保障判例百選 第 5 版〕
- ・ 太田匡彦「労災就学援護費の支給に関する決定」別冊ジュリスト 236 号 326 頁〔行政判例百選 2 第 7 版〕
- ・ 太田匡彦「労災就学援護費の支給に関する決定」別冊ジュリスト 261 号 316 頁〔行政判例百選 2 第 8 版〕

## 第2 諸外国における完全自動化法制の策定状況

以下では、ドイツ、オーストリア及びイギリスの立法状況等を収集し、法律名、施行年月日、関係条項・条文、制定背景・目的、実装化の実施状況・検討状況、その他特記事項を中心に調査し、取りまとめた。

### 1. ドイツ

#### (1) 法律名

- ・ 課税手続の現代化に関する法律 (Gesetz zur Modernisierung des Besteuerungsverfahrens) (以下「課税手続現代化法」という)
- ・ 連邦行政手続法 (Bundes Verwaltungsverfahrensgesetz)
- ・ 租税通則法 (Abgabenordnung)
- ・ 社会法典 10 編 (Zehntes Buch Sozialgesetzbuch - Sozialverwaltungsverfahren und Sozialdatenschutz -)

#### (2) 施行年月日

- ・ 2017 年 1 月 1 日

#### (3) 関係条項・条文

ア. 連邦行政手続法関係

- ・ 課税手続現代化法第 20 条第 2 項  
連邦行政手続法第 24 条第 1 項に以下のような文を挿入する。(以下省略)
- ・ 連邦行政手続法第 24 条第 1 項 (調査義務)  
(1) 官庁は、職権で事実関係を調査する。官庁は、調査の方法及び範囲を定める (官庁は関係人の申立て及び証拠提出の際に拘束されない)。官庁が行政行為を行うことに自動化設備を利用する場合、官庁は自動的な手続において調査されないであろう、個別事案のために意味のある事実に関する関係人の申立てを考慮しなければならない。
- ・ 課税手続現代化法第 20 条第 3 項  
連邦行政手続法第 35 条の後に以下のような第 35a 条を挿入する。(以下省略)
- ・ 連邦行政手続法第 35a 条 (完全自動的に行われる行政行為)  
行政行為は、法規定がそれを許容し、裁量及び判断余地が存在しない場合に限り、自動的な設備を通して完全に行われることができる。

・連邦行政手続法第 28 条（関係人の聴聞）

- （1）関係人の権利を侵害する行政行為を行う前に、関係人に対して、決定にとって重要な事実について意見を述べる機会を与えなければならない。
- （2）個別事案の状況によって、その必要がないときは、聴聞を省略することができる。特に、
  - 1 遅滞のおそれがあるため又は公益上即時の決定が必要であると認められるとき
  - 2 聴聞を行うことによって、決定のために定められた期間の遵守が疑わしくなるとき
  - 3 申請又は意思表示の際に関係人がなした事実に関する主張から、その者の不利益となるように逸脱しないとき
  - 4 行政庁が一般処分もしくは大量に同種の行政行為を行い、又は自動装置を用いた行政行為を行おうとするとき
  - 5 行政執行上の措置を行うとき

・連邦行政手続法第 37 条第 3 項及び第 5 項（行政行為の明確性及び形式；教示）

- （3）文書又は電子による行政行為は、それを行う官庁を識別させ、官庁、その代表者又はその代理人の署名（Unterschrift）又は記名（Namenwiedergabe）を含まなければならない。法規定による行政行為のために文書形式が指示され、電子的な形式が用いられ、サイン（Signatur）の基礎をなしている能力のある証明書又は付属している能力のある付属証明書もまた行政行為を行う官庁を識別させなければならない。第 3 a 条第 2 項第 4 文 3 の状況において、De-Mail 法第 5 条第 5 項による証明は、行政行為を行う官庁を De-Mail 口座の利用者として識別させる。
- （5）自動化設備の助けによって行われる文書による行政行為によって、3 項の署名又は記名を省略することができる。もし、行政行為の対象者又は行政行為に関係する者のために、適切な説明についての原則の上に行政行為の内容を一義的に識別できる場合、内容の表示に対して暗号を用いることができる。

・連邦行政手続法第 39 条（行政行為の理由提示）

- （1）文書又は電子による行政行為及び文書又は電子によって確認された行政行為は、文書により理由を提示しなければならない。理由には、官庁がその決定を行うにいたった重要な事実上及び法律上の根拠を通知しなければならない。裁量決定の理由提示は官庁が裁量権の行使に際して前提とした観点も知らせるべきものとする。

(2) 次の各号に掲げる場合には、理由提示を要しない。

- 1 官庁が申請を認容し又は意思表示にしたがい、かつ行政行為が他人の権利を侵害しないとき
- 2 行政行為が特定する者又は行政行為に関係する者に、専門的状況又は法的状況に関する官庁の見解がすでに知れており、又は理由提示がなくとも簡単に知ることができるとき
- 3 官庁が同種の行政行為を大量に行い、又は自動化設備を用いて行政行為を行い、かつ理由提示が個別事案の状況から必要でないとき
- 4 理由提示を要しないことが法律規定より明らかなきとき
- 5 一般処分が告示されるとき

#### イ. 租税通則法関係

・課税手続現代化法第1条第12項

租税通則法第88条を以下のようにする。(以下省略)

・租税通則法第88条第5項(調査義務)

(5) 財政官庁は、租税控除額及び前納に関する均一的及び適法な税及び納税並びに算入の確定のための更なる調査及び検査の必要性の判断について、自動化システムを利用できる(リスクマネジメントシステム)。同時に、行政の経済性の原則もまた顧慮されるべきである。リスクマネジメントシステムは、少なくとも以下の要求を満たさなければならない。

- 1 無作為抽出によって、十分な数の事例が公務担当者による包括的な審査のため抽出されることの確保
- 2 公務担当者による検査を必要としている状況としての検査
- 3 公務担当者が広範囲な検査のための状況を抽出できるということの確保
- 4 目的遂行に向けたリスクマネジメントシステムの規則的な再検査

リスクマネジメントシステムの細目は、それが課税の平等及び適法性を危険に晒しうる限りで、公にしてはならない。管理された税の連邦の委任における州財政官庁の領域において、州の最上級財政官庁は、財政の連邦省の合意における連邦均一的な租税法の執行の確保についてのリスクマネジメントシステムの細目を定める。

・課税手続現代化法第1条第27項

租税通則法第155条第4項は、以下の第4項及び第5項によって変更される。(以下省略)

・租税通則法第 155 条第 4 項（課税決定）

（4）財政官庁は、公務担当者が個別事案を処理するきっかけが存在しない限りで、課税決定並びに租税控除金額及び仮払いの算入を、財政官庁に提供された情報及び納税義務者の申述の基礎の上に、自動制御のみに基づいて行い、訂正し、取消し、撤回し、破棄し又は変更することができる。それは、

- 1 課税決定並びに租税控除金額及び仮払いの算入に結びついた行政行為、訂正、取消、撤回、破棄及び変更のため
- 2 もし、連邦財務省又は州の最上級財務官庁の管理要綱によって一般的に命じられる範囲内において、課税決定並びに租税控除金額及び仮払いの算入が 120 条に基づく附款を備えている又は結びついている場合にも有効である。

公務担当者による処理のきっかけは特に、納税申告の提出の一部又はデータ領域の中で納税義務者が第 150 条第 7 項の意味における申述を行なった範囲内で存在する。行政行為を完全自動制御を用いて行うことによって、その行政行為及び公示に関する意思形成は、機械による処理の終了の時点で完結したものとす

・租税通則法第 91 条（関係人の聴聞）

（1）関係人の権利を侵害する行政行為を行う前に、決定にとって重要な事実について意見を述べる機会を与えなければならない。それは特に、課税原因において課税義務に不利益になるような説明される状況を本質的に弁解する場合に有効である。

（2）個別事案の状況によって、その必要がないときは、聴聞を省略することができる。特に、

- 1 遅滞のおそれがあるため又は公益上即時の決定が必要であると認められるとき
- 2 聴聞を行うことによって、決定のために定められた期間の遵守が疑わしくなるとき
- 3 申請又は意思表示の際に関係人がなした事実に関する主張から、その者の不利益となるように逸脱しないとき
- 4 行政庁が一般処分もしくは大量に同種の行政行為を行い、又は自動装置を用いた行政行為を行おうとするとき
- 5 執行上の措置を行うとき

・租税通則法第 121 条（行政行為の理由提示）

- （1）行政行為についての理解を必要とする限りで、文書又は電子による行政行為及び文書又は電子によって確証された行政行為は、文書により理由を提示しなければならない。
- （2）次の各号に掲げる場合には、理由提示を要しない。
  - 1 財政官庁が申請を認容し又は意思表示にしたがい、かつ行政行為が他人の権利を侵害しないとき
  - 2 行政行為が特定する者又は行政行為に関係する者に、専門的状況又は法的状況に関する財政官庁の見解がすでに知れており、又は理由提示がなくとも簡単に知ることができるとき
  - 3 財政官庁が同種の行政行為を大量に行い、又は自動化設備を用いて行政行為を行い、かつ理由提示が個別事案の状況から必要でないとき
  - 4 理由提示を要しないことが法律規定より明らかなとき
  - 5 一般処分が告示されるとき

ウ. 社会法典 10 編関係

・課税手続現代化法第 19 条第 2 項

社会法典 10 編第 31 条の後に以下のような第 31a 条を挿入する。（以下省略）

・社会法典 10 編第 31a 条（行政行為の完全自動的な発付）

行政行為は、公務担当者が個別事案を処理するきっかけが存在しない限り、自動的な設備によって完全に行われることができる。官庁が行政行為を行うことに対して自動化設備を導入する場合、官庁は個別事案のために自動手続において調査されない関係人の重要な申立てを考慮しなければならない。

・社会法典 10 編第 33 条第 3 項及び第 5 項（行政行為の明確性及び形式）

- （3）文書又は電子による行政行為は、それを行う官庁を識別させ、官庁、その代表者又はその代理人の署名（Unterschrift）又は記名（Namenwiedergabe）を含まなければならない。法規定による行政行為のために文書形式が指示され、電子的な形式が用いられ、サイン（Signatur）の基礎をなしている能力のある証明書又は付属している能力のある付属証明書もまた行政行為を行う官庁を識別させなければならない。社会法典 1 編第 36a 条第 2 項第 4 文 3 の状況において、De-Mail 法第 5 条第 5 項による証明は、行政行為を行う官庁を De-Mail 口座の利用者として識別させる。

(5) 自動化設備の助けによって行われる文書による行政行為によって、3項の署名又は記名を省略することができる。もし、行政行為の対象者又は行政行為に関係する者のために、適切な説明についての原則の上に行政行為の内容を一義的に識別できる場合、内容の表示に対して暗号を用いることができる。

・社会法典 10 編第 35 条（行政行為の理由提示）

(1) 文書又は電子による行政行為及び文書又は電子によって確認された行政行為は、文書により理由を提示しなければならない。理由には、官庁がその決定を行うにいたった重要な事実上及び法律上の根拠を通知しなければならない。裁量決定の理由提示は官庁が裁量権の行使に際して前提とした観点も知らせるべきものとする。

(2) 次の各号に掲げる場合には、理由提示を要しない。

- 1 官庁が申請を認容し又は意思表示にしたがい、かつ行政行為が他人の権利を侵害しないとき
- 2 行政行為が特定する者又は行政行為に関係する者に、専門的状況又は法的状況に関する官庁の見解がすでに知れており、又は理由提示がなくとも簡単に知ることができるとき
- 3 官庁が同種の行政行為を大量に行い、又は自動化設備を用いて行政行為を行い、かつ理由提示が個別事案の状況から必要でないとき
- 4 理由提示を要しないことが法律規定より明らかなきとき
- 5 一般処分が告示されるとき

(3) 第2項1から3の状況において、行政行為を公示される関係人が理由を提示することを告示から1年以内の間に要求する場合、行政行為は文書又は電子によって理由を提示される。

#### (4) 制定背景・目的

##### ア. 制定背景

ドイツでは、自治体運営を主な対象として行政の現代化（*Modernisierung*）が行われてきた<sup>10</sup>。そこでは、効率性及び透明性の確保、行政の分権化、各専門行政領域への事務管理責任の移譲及び政治と行政部門の役割分担などを目的として、行政の現代化が行われてき

<sup>10</sup> ドイツにおける自治体運営の現代化に関するものとして、白藤博行「行政の「現代化」と新しい自治体運営モデルー最近のドイツの自治体改革の議論動向に着目してー」都市問題 88 巻 5 号 67 頁、Eberhard Schmidt-Aßmann 大橋洋一訳「ドイツ地方自治法の新たな発展ー行政現代化の要請に直面した市町村行政」自治研究 74 巻 12 号 3 頁、木佐茂男ほか木佐茂男ほか『ドイツにおける行政の改革（*Modernisierung*）の法学的研究 平成 14 年度-平成 15 年度科学研究費補助金基盤研究（B）（1）研究成果報告書』を参照した。

たと解されている<sup>11</sup>。その後、行政の現代化はさまざまな領域に拡がりをみせ、会計法現代化法（Das Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts）<sup>12</sup>や登録現代化法（Registermodernisierungsgesetz）<sup>13</sup>などの立法措置もなされている。公行政の作用の情報化や、そこから次第に進行している電子政府への移行も行政の現代化に含まれている。そして、その一環として課税手続現代化法が制定され、各手続法に行政行為の完全自動化に関する規定が挿入された。

第1次課税手続現代化法案（2015年12月18日）及び第2次課税手続現代化法案（2016年2月3日）では、完全自動的な行政行為について、租税通則法第155条第4項の改正のみが定められていた。連邦内務省行政手続審議会が2015年に完全自動的な行政行為について言及していたものの<sup>14</sup>、第1次法案及び第2次法案では、完全自動化の手続法的規定は、租税通則法155条4項3文を除いて必要でない旨が説明されていた<sup>15</sup>。しかし、第3次課税手続現代化法案（2016年5月11日）において社会法典10編（第19条）及び連邦行政手続法（第20条）についての規定が定められ、その内容で課税手続現代化法（2016年7月18日）が制定された。

課税手続現代化法において「完全自動的な行政行為」に関する租税通則法、社会法典10編及び連邦行政手続法の3法を改正した目的は、行政手続法の3つの柱における行政行為を完全自動的に行う手段を挿入し、同時に3つの手続法の広範囲に及ぶ均一的な持続的発展を保障することであると説明される<sup>16</sup>。

---

<sup>11</sup> 白藤・前掲注（10）67頁、Eberhard Schmidt-Aßmann 大橋洋一訳・前掲注（10）3頁

<sup>12</sup> 会計法現代化法について、真鍋明裕「ドイツ会計法現代化と基準性原則の変化の可能性」国際経営論集105頁を参照。

<sup>13</sup> 登録現代化法について、泉眞樹子「【ドイツ】オンラインアクセス法の実施—連邦住民登録法第2次改正及び登録現代化法（ID番号法の制定）—」外国の立法281-1号18頁を参照。

<sup>14</sup> Beirat Verwaltungsverfahrenrecht beim Bundesministerium des Innern, Automatisiert erlassene Verwaltungsakte und Bekanntgabe über Internetplattformen –Fortentwicklung des Verfahrensrechts im Zeichen der Digitalisierung: Wie können rechtsstaatliche Standards gewahrt werden?, NVwZ, 2015, S.1114.

<sup>15</sup> BT-Drucks, 631/15, 18.12.2015, S.56; BT-Drucks, 18/7457, 03.02.2016, S.48.

<sup>16</sup> BT-Drucks, 18/8434, 05.11.2016, S.120f; Ulrich Ramsauer, in: Ferdinand O.Kopp/Ulrich Ramsauer, VwVfG, 21.Auflage.2020, §35a Rn.4; Nadja Braun Binder, Vollständig automatisierter Erlass eines Verwaltungsaktes und Bekanntgabe über Behördenportale –Anmerkungen zu dem §§24Abs.1 Satz3, 35a und 41Abs.2aVwVfG-, DÖV, November 2016 Heft 21, S.891.

## イ. 目的

課税手続現代化法の立法趣旨は、以下のとおりである。

- ①租税通則法において秩序ある手続を現代化すること<sup>17</sup>
- ②現代的かつ効率的な任務を実現する課税手続の永続的な維持が技術的、組織的及び法的な現代化に対する措置を必要とすること<sup>18</sup>

### (5) 実装化の実施状況・検討状況

#### ア. 実装化実施状況

課税手続現代化法制定に向けた国会内の議論において、連邦財務大臣は、完全自動的な行政行為の実施時期について、2022年以降を予定していると発言していたが<sup>19</sup>、本報告書執筆時点で実施されているということは確認できなかった。

#### イ. 実装化の検討状況

課税行政のデジタル化に関する議論は連邦政府において行われているものの、完全自動的な課税決定についての議論は見つけられていない。

また、連邦行政手続法第35a条に基づく完全自動化を許容する法規定についても、制定に向けた議論が行われた形跡を見つけることができない。

### (6) その他特記事項

#### ア. リスクマネジメントシステム

租税通則法第88条第5項には、リスクマネジメントシステムについて定められているところ、リスクマネジメントシステムは、完全自動的な行政行為とは異なり、行政行為をコンピュータなどの機械によって行うのではなく、課税決定等について更なる調査及び検査が必要であるか否かという判断をコンピュータによって処理するものである。

#### イ. 手続上の例外

連邦行政手続法には、行政行為を完全自動化した場合の例外規定が定められている。その内容は、前述の連邦行政手続法第24条第1項第3文の調査義務に加えて、聴聞（法第28条）、行政行為の明確性及び形式（法第37条）及び理由提示（法第39条）についての例外である。

---

<sup>17</sup> Ulrich Ramsauer, in: Ferdinand O.Kopp/Urich Ramsauer, (Fußn.16), §35a Rn.2.

<sup>18</sup> BT-Drucks, 631/15, 18.12.2015, S.1.

<sup>19</sup> Dr. Michael Meister, Deutscher Bundestag Stenografischer Bericht 159. Sitzung, Berlin, Freitag, den 26. Februar 2016, S.15714.

#### ウ. GDPR 第 22 条との関係

GDPR 第 22 条第 1 項及び第 2 項 b によれば、データ主体は、プロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有するが、EU 法又は加盟国法によって認められる場合には、自動的な取扱いが認められる。

##### GDPR 第 22 条（プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定）

- (1) データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を生じさせる又は当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。
- (2) 第 1 項は、以下のいずれかの決定には、適用されない。
  - (a) データ主体とデータの管理者の間の契約の締結又はその履行のために必要となる場合
  - (b) 管理者がそれに服し、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定める EU 法又は加盟国の国内法によって認められる場合
  - (c) データ主体の明示的な同意に基づく場合
- (3) 第 2 項 (a) 及び (c) に規定する場合においては、そのデータの管理者は、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益、少なくとも、管理者の側での人間の関与を得る権利、データ主体の見解を表明する権利及びその決定を争う権利の保護を確保するための適切な措置を実装するものとする。

b に定められる「データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置」には、詐欺や課税回避のための監視の利用、サービスの安全性や信頼性確保などが含まれると解されている<sup>20</sup>。またデータ主体は、決定がいかなる根拠に基づきどのような過程で下されたのかを完全に理解した状況においてのみ、決定を争い又は自己の見解を主張できることから、加盟国法が適切な措置によって自動化された取扱いに関する透明性を確保することも強調されている<sup>21</sup>。このように、1 項の適用を受けないための加盟国法には、単に自動的な決定を認めるだけでなく、データ主体のための適切な措置を定める必要がある。

ここで、連邦行政手続法第 35a 条、租税通則法第 155 条第 4 項及び社会法典 10 編第 31a 条等が GDPR 第 22 条第 2 項 b の「加盟国法」に該当するか否かについて問題となる。ドイツにおいて、これらの規定は、GDPR 第 22 条第 2 項 b の意味における加盟国法に該当すると主張されている<sup>22</sup>。連邦行政手続法第 24 条第 1 項第 3 文、租税通則法第 155 条第 4 項

<sup>20</sup> 宮下紘『EU 一般データ保護規則』（2018・勁草書房）128 頁

<sup>21</sup> 石井夏生利『EU データ保護法』（2020・勁草書房）95 頁

<sup>22</sup> Sebastian Schulz, in: Peter Gola, Datenschutz-Grundverordnung, 2 Auflage, 2018, §22 Rn.31; Annette Guckelberger, Öffentliche Verwaltung im Zeitalter der Digitalisierung, Saarbrücken 2019, S482; Benedikt Buchner, in: Jürgen Kühling/Benedikt Buchner,

第3文などの規定によって、全自動化から手作業へのルート変更を確保することが GDPR 第22条第2項bの要件を満たす理由のひとつとなりうるとの指摘もある<sup>23</sup>。他方で、連邦行政手続法第35a条などの規定は、GDPR第22条第2項bの要求を満たす規定として十分でないとも指摘されている<sup>24</sup>。特に連邦行政手続法第35a条は、その規定のみで具体的な行政行為の完全自動化が行われるのではなく、その都度補足的な規定を必要とする。そのため、それらの補足規定を含めて GDPR 第22条第2項bの要求を満たす必要がある<sup>25</sup>。

なお、GDPR第22条第1項の禁止規定を回避して、プロファイリングを含む完全自動的な行政行為を行おうとする場合には、実務上、第2項aあるいはcの規定に基づくことも考えられる。この場合には、GDPR第22条第3項の規定を受けることとなる。

---

Datenschutz-Grundverordnung, 3 Auflage, 2020, §22 Rn.48a; Mario Martini, in: Boris P.Paal/Daniel A. Paily, Datenschutz-Grundverordnung, 3 Auflage, 2021, §22 Rn.33.

<sup>23</sup> 須田守「処分全自動発布手続と調査義務」法学論叢 184 巻 4 号 31 頁、須田守「行政手続のデジタル化と法的課題」ジュリスト 1556 号 23 頁

<sup>24</sup> Mario Martini/David Nink, Wenn Maschinen entscheiden... – vollautomatisierte Verwaltungsverfahren und der Persönlichkeitsschutz, NVwZ-Extra, 10/2017, S8f.

<sup>25</sup> Mario Martini/David Nink, (Fußn.24), S8.

## 2. オーストリア

### (1) 法律名

・家族負担補償法 (Familienlastenausgleichsgesetz)

### (2) 施行年月日

・2015年5月1日

### (3) 関係条項・条文

・家族負担補償法

#### 第10条

- (1) 第10a条の場合を除いて、家族手当は申請によってのみ認められる。重大な障害のある子供のための家族手当の増額は、特別の申請を要する。
- (2) 家族手当は、請求権の前提条件を満たす月の初めに認められる。
- (3) 家族手当及び重大な障害のある子供のために増額された家族手当は、申請身分の月の初めから遡って5年間しか認められない。有効に行われる請求に関して、連邦租税通則法209条3項が適用される。
- (4) その月に支払われる家族手当は一度だけである。
- (5) 16歳を迎えた未成年者は、家族手当の請求の有効な行為及び家族手当の受領について法定代理人の承諾を必要としない。

#### 第10a条

- (1) 家族手当の給付のための請求要件及び個人の身分に関する法律 (Personenstandsgesetz) 第48条第2項における個人身分データが提出されている場合、子供の出産に際して、オーストリア財務公務担当官庁は、家族手当を申請なしに自動的に給付することができる。
- (2) 請求要件の存在の確定について、第46a条によって定められる自動化に対応するデータ通信は連邦課税通則法の規定を考慮して援用される。

#### 第12条

- (1) オーストリア財務公務担当官庁は、家族手当の請求権の発生又は消滅によって通知を行う。家族手当の受給に関する通知は、家族手当の受給者の正当な要請がある場合にも発行する。
- (2) 家族手当の支払いを中止する場合、今まで家族手当を受給してきた者に通知する。

#### 第 46a 条

(1) この法律による補助金の許可手続において、オーストリア財務公務担当官庁に、そのために必要な申請を行う個人（支払い受領者）、共通の家計において生活する夫又はパートナー及び子供の個人に即したデータを自動的に処理する権利を与える。それは、以下の個人に即したデータである。

- ① 名前、称号、住所及び電話番号
- ② 誕生日及び一般社会保険法第 31 条における保険番号
- ③ 国籍
- ④ 配偶者の有無及び性別
- ⑤ 職業あるいは仕事
- ⑥ 雇用者の会社謄本番号、商号及び所在地
- ⑦ 関連する組織概念
- ⑧ 補助の種類及び範囲
- ⑨ 請求権及び算定根拠
- ⑩ 手続の種類、程度及び状況
- ⑪ 通知
- ⑫ 支払い期日の申し立て
- ⑬ 分類及び変更を考慮した残高
- ⑭ 銀行
- ⑮ 口座番号
- ⑯ 支払額
- ⑰ 代理人、支払受領者、並びに代理権の種類及び期間
- ⑱ 社会行政サービスについて、8 条 6 項によって通知された証明

#### ・連邦租税通則法第 209 条

(3) 税の確定の権利は、税の請求権の発生によって遅くとも 10 年以内に失効する。相続又は死因贈与の状況において、相続税又は贈与税の確定の権利は、届出の時点から遅くとも 10 年以内に失効する。

#### ・個人の身分に関する法律（Personenstandsgesetz）

##### 第 1 条（個人の身分及び個人の身分の状況）

(1) この連邦法における個人の身分（Personenstand）とは、名前を含む法秩序の中で家族法のメルクマールから生じる個人の地位である。

## 第2条（個人身分データ）

（1） 個人の個人身分データとは、

- ① 一般個人身分データ
- ② 特定個人身分データ
- ③ その他の個人身分データ

（2） 一般個人データとは、

- ① 名前
- ② 生年月日及び出生地
- ③ 性別
- ④ 配偶関係（独身、既婚、登録されたパートナーシップ、離婚、結婚の取り消し、結婚の無効、登録されたパートナーシップの解消、登録されたパートナーシップの無効、死別、遺族に登録されたパートナー）
- ⑤ 学位及び地位の名称
- ⑥ 死亡日及び死亡の場所
- ⑦ 地域特有の個人的特徴
- ⑧ 国籍

（3） 誕生に関する特定個人身分データは、

- ① 両親の一般個人身分データ
- ② 両親の婚姻日及び婚姻場所

（4） 婚姻（Eheschließung）に関する特定個人身分データは、

- ① 婚姻日及び婚姻場所
- ② 結婚（Ehe）の取り消し及び無効の理由及び日付
- ③ 夫の一般個人身分データ

（5） 登録されたパートナーシップの理由（Begründung einer eingetragenen Partnerschaft）に関する特定個人身分データは、

- ① パートナーシップの登録日及び登録場所
- ② 登録されたパートナーシップの解消及び無効の理由及び日付
- ③ 登録されたパートナーの一般個人身分データ

第 48 条（中央個人身分登録簿の手段における送信）

（２） 以下のデータは、社会保険機関の上部団体及び連邦財務大臣に送られる。

- ① 誕生
- ② 婚姻
- ③ 登録されたパートナーシップの理由
- ④ 死亡
- ⑤ 死産
- ⑥ 未成年の子供についての父子関係又は母子関係の承認
- ⑦ 母の夫についての非血統の承認
- ⑧ 養子
- ⑨ ⑦及び⑧による過程の効果としての個人の姓の変更
- ⑩ 結婚の無効判決及び結婚の不存在の確認
- ⑪ 登録されたパートナーシップの無効判決及び登録されたパートナーシップの不存在の確認
- ⑫ 結婚の解消（死亡、離婚及び取り消し）
- ⑬ 登録されたパートナーシップの解消（死亡、解消）
- ⑭ 旧姓への復氏

（４） 制定背景・目的

ア．制定背景

従来、オーストリアでは、子供が誕生した際に、家族負担補償法第 10 条に基づいて、申請を前提に家族手当が給付されていた。この申請書は、1 年間に約 78,000 件提出されており、財務公務担当者の手によって処理されていた<sup>26</sup>。また、出生時には、出生証明書の発行などの多くの手続が存在していることも指摘されていた<sup>27</sup>。

同法第 10 条第 1 項では、家族手当は申請によってのみ認められていたところ<sup>28</sup>、第 10a 条の制定により、家族手当給付の判断に必要なデータが財務官庁に自動的に送信され、給付請求権を持つ親の口座に自動的に振り込まれることとなる。

<sup>26</sup> Österreich Parlament, Bundesgesetz mit dem das Familienlastenausgleichsgesetz 1967 geändert wird Vorblatt und WFA, [https://alt.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXV/II/I\\_00479/fname\\_384521.pdf](https://alt.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXV/II/I_00479/fname_384521.pdf).

<sup>27</sup> Sonja Ledl-Rossmann, Bundesrat einstimmig für antragslose Familienbeihilfe (Nr. 343/2015), 2015/4/9.

<sup>28</sup> Irene Reinalter, in: Christian Lennis/Rudolf Wanke, Familienlastenausgleichsgesetz „Gamlitzer Kommentar“, 2. Auflage, 2019, §10 Rn.1.

## イ. 目的

家族手当の自動化の目的は以下のように解されている<sup>29</sup>。

- ①市民のためのサービスの最適化
- ②行政の簡素化

### (5) 実装化の実施状況

2015年5月1日から、自動化がなされている。家族手当の許可及び支払いのためのすべての前提条件及び情報が存在しているかどうかについて、財務行政機関は手元にある電子データに基づいて自動的に調査する。具体的には、個人の身分に関する法律第48条第2項に列挙されている、個人身分官庁が所管する中央個人身分登録簿に記録されているデータを連邦財務大臣に対して自動的に送信する。これにより、家族手当の給付を担当する課税庁は、国内における出生を把握する。また、中央個人身分登録簿に記録されているデータのほかに、家族負担補償法第46a条に規定されるデータも用いられる。これらのデータを人間の関与なしに処理することで、家族手当を自動的に給付することができる。

なお、現在は国内で子供が生まれた場合に限定されているようである。これは、家族手当の要件を満たしているか否かの判断に必要なデータ収集が要因となっているようである<sup>30</sup>。

### (6) その他特記事項

家族負担補償法第12条には、家族手当の請求権が生じたとき又は消滅したときは、通知を行わなければならないという手続上の義務定められている。この通知は、自動給付の場合にも行われると解されている<sup>31</sup>。すなわち、人間が行う場合に課せられている手続上の義務について、自動化された場合にもその義務を遂行していることとなる。

また、立法当時には、家族負担補償法第10a条の規定は、2015年の制定時にはEU法(原文)に抵触するものではないと解されていた<sup>32</sup>。

なお、個人に関するデータを自動的に扱うことについて、すでに家族負担補償法第46a条によって許容されていたため、第10a条制定の際には特に問題とならなかった<sup>33</sup>。

---

<sup>29</sup> Österreich Parlament, (Fußn.26).

<sup>30</sup> oesterreich.gv.at, Familienbeihilfe – Beantragung, [https://www.oesterreich.gv.at/themen/steuern\\_und\\_finanzen/sonstige\\_beihilfen\\_und\\_foerderung/4/1/Seite.450233.html#Verfahrensablauf](https://www.oesterreich.gv.at/themen/steuern_und_finanzen/sonstige_beihilfen_und_foerderung/4/1/Seite.450233.html#Verfahrensablauf).

<sup>31</sup> Österreich Parlament, Bundesgesetz mit dem das Familienlastenausgleichsgesetz 1967 geändert wird Erläuterungen, [https://alt.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXV/I/I\\_00479/fname\\_384522.pdf](https://alt.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXV/I/I_00479/fname_384522.pdf).

<sup>32</sup> Österreich Parlament, (Fußn.26).

<sup>33</sup> Österreich Parlament, (Fußn.31).

### 3. イギリス

#### (1) 法律名

・2018年データ保護法

#### (2) 施行年月日

・2018年5月25日（イギリスのEU離脱に伴い2021年1月1日に改正）

#### (3) 関係条項・条文

・2018年データ保護法

第14条（法律によって認められた自動意思決定：保護措置）

- (1) 本条は、UK GDPR 第22条第2条（b）（英国の法律又は英国の一部の法律の下で要求又は認められ、データ主体の権利、自由、及び正当な利益の保護の対象となる、自動処理のみに基づく重大決定に関する UK GDPR 第22条第1項の例外）の目的のための規定を設ける。
- (2) データ主体に関する決定は、以下の場合、本条の目的のために、「重大決定」である。
  - (a) データ主体に関する法的効果を生じさせる、又は
  - (b) データ主体に対して同様の重大な影響を与える。
- (3) 決定は、以下の場合、本条の目的のために、「適格な重大決定」である。
  - (a) データ主体に関する重大決定である、
  - (b) 法律で要求又は認められている、かつ
  - (c) UK GDPR 第22条第2項（a）又は（c）（契約に必要な決定、又はデータ主体の同意に基づく決定）に該当しない。
- (4) 管理者が、自動処理のみに基づいて、データ主体に関する適格な重大決定を行う場合、
  - (a) 管理者は、合理的に実行可能な限り速やかに、自動処理のみに基づいて決定が下されたことを書面でデータ主体に通知しなければならない。
  - (b) データ主体は、通知の受領から1ヶ月の期間が終了する前に、管理者に次のことを要求することができる。
    - (i) 決定を再検討する、又は
    - (ii) 自動処理のみに基づかない新しい決定を行う。
- (5) 第4項に基づいて管理者に要求が行われた場合、管理者は、GDPR 第12条第3項に記載されている期間内に以下を行わなければならない。
  - (a) 要求に関連するデータ主体から提供された情報を含めて、要求を検討する、
  - (b) 要求に応じる、及び
  - (c) 書面による通知により、データ主体に以下のことを情報提供する。
    - (i) 要求に応じるために取られた措置、及び

- (ii) 要求に応じた結果。
- (6) 本条に関連して、管理者は、UK GDPR 第 22 条に関連して適用される GDPR 第 12 条（透明性、要求に応じて行為するための時間を延長するための手順、手数料、明らかに根拠のない要求又は過度の要求等）に基づく権限と義務を有する。
- (7) 国務大臣は、自動処理のみに基づく適格な重大決定を行うことに関連して、データ主体の権利、自由、及び正当な利益を保護するための適切な措置を提供するために、国務大臣が適切と考える追加の規定を規則により設けることができる。
- (8) 第 7 項に基づく規則は、
  - (a) 本条を修正することができ、かつ
  - (b) 承認型手続（affirmative resolution procedure）の対象となる。

・ UK 一般データ保護規則（UK GDPR）

第 12 条（データ主体の権利行使のための透明性のある情報提供、連絡及び書式）

- (1) 管理者は、データ主体に対し、簡潔で、透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスできる方式により、明確かつ平易な文言を用いて、取扱いに関する第 13 条及び第 14 条に定める情報並びに第 15 条から第 22 条及び第 34 条に定める連絡を提供するために、特に、子どもに対して格別に対処する情報提供のために、適切な措置を講じる。その情報は、書面により、又は適切であるときは電子的な手段を含めその他の方法により、提供される。データ主体から求められたときは、当該データ主体の身元が他の手段によって証明されることを条件として、その情報を口頭で提供できる。
- (2) 管理者は、第 15 条から第 22 条に基づくデータ主体の権利の行使を容易にするものとする。第 11 条第 2 項に定める場合において、管理者は、データ主体の同一性識別をする立場にはないということを証明しない限り、第 15 条から第 22 条に基づく自己の権利を行使するためのデータ主体からの要求に基づく行為を拒むことができない。
- (3) 管理者は、データ主体に対し、不当に遅滞することなく、かつ、いかなる場合においてもその要求を受けた時から 1 か月以内に、第 15 条から第 22 条に基づく要求に基づいて行われた行為に関する情報を提供する。この期間は、必要があるときは、その要求の複雑性及び数量を考慮に入れた上で、さらに 2 か月延長することができる。管理者は、データ主体に対し、その要求を受けた時から 1 か月以内に、その遅延の理由と共に、その期間延長を通知する。データ主体が電子的な方式の手段によってその要求をした場合、データ主体から別の方法によることが求められている場合を除き、可能な場合は、電子的な手段によって提供される。
- (4) 管理者がデータ主体からの要求に関して何らの行為もしないときは、その管理者は、データ主体に対し、遅滞なく、かつ、その要求を受けてから遅くとも 1 か月以内に、

何も行わない理由、並びに、監督機関の長（a supervisory authority the Commissioner）に異議を申立てることができること及び司法上の救済を求めることができることを通知する。

(5) 第 13 条及び第 14 条に基づいて提供される情報並びに第 15 条から第 22 条及び第 34 条に基づく連絡及びこれらに基づいて行われる行為は、無償で提供される。データ主体からの要求が、特に反復して行われることからして、明らかに根拠のない場合又は過剰な性質のものである場合、管理者は、以下に掲げるいずれかを行うことができる。

(a) 情報若しくは連絡を提供すること、又は、要求された行為を行うことの業務運営費用を考慮に入れ、合理的な手数料を課金すること。

(b) 要求された行為を拒むこと。

管理者は、その要求が明らかに根拠のないものであること又は過剰な性質のものであることについて、証明すべき責任を負う。

(6) 第 11 条を妨げることなく、第 15 条から第 21 条に定める要求を行う自然人の身元に関して管理者が合理的な疑いをもつ場合、その管理者は、そのデータ主体の身元を確認するために必要となる追加的な情報の提供を求めることができる。

(6 a) 監督機関の長は、以下を公表（及び修正又は撤回）することができる。

(a) 第 13 条及び第 14 条に基づいてデータ主体に提供される情報と合わせて利用するための標準化されたアイコン

(b) アイコンによって提示される情報及びアイコンを提供するための手順に関して、アイコンが通知で指定された要件を満たしていることを条件に、他者がそのようなアイコンを公表（及び修正又は撤回）することができることを示す通知

(6 b) 監督機関の長は、アイコンが見やすく、理解可能で、明確に判読可能な方法で意図した処理の意味のある概要を提供すること又はその通知がそのようにするアイコンをもたらすことを（必要に応じて）満たさない限り、第 6 a 項に基づくアイコン及び通知を公表してはならない。

(7) 標準化されたアイコンが第 6 a 項において規定されているように公開されている（そして撤回されていない）場合、第 13 条及び第 14 条によりデータ主体に対して提供される情報は、容易に視認でき、分かりやすく、明確に理解できる態様で、予定されている取扱いの意味のある概要を提供するための標準的なアイコンと組み合わせて提供できる。アイコンが電子的に表示される場合、それらは、機械によって読み取り可能なものとする。

## 第 22 条（プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定）

(1) データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる又は当該データ主体に

対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもっぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。

(2) 第1項は、以下のいずれかの決定には、適用されない。

(a) データ主体とデータの管理者の間の契約の締結又はその履行のために必要となる場合

(b) データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定める国内法によって要求され又は認められる場合

(c) データ主体の明示的な同意に基づく場合

(3) 第2項(a)及び(c)に規定する場合においては、そのデータの管理者は、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益、少なくとも、管理者の側での人間の関与を得る権利、データ主体の見解を表明する権利及びその決定を争う権利の保護を確保するための適切な措置を実装するものとする。

(3a) 2018年データ保護法第14条(及び同条の規定)は、第2項(a)又は(c)に含まれない(b)におけるデータ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保する。

(4) 第9条第2項(a)又は(g)が適用され、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の保護を確保するための適切な措置が設けられている場合を除き、第2項に規定する決定は、第9条第1項に規定する特別な種類の個人データを基礎としてはならない。

#### (4) 制定背景・目的

##### ア. 制定背景

イギリスでは、1998年データ保護法に代わるものとして2018年データ保護法が制定された。1998年データ保護法も1995年のEUデータ保護指令を受けて制定されたものであったが、2018年データ保護法も2016年に制定されたEU GDPRを受けて制定された<sup>34</sup>。また、イギリスのEU離脱の影響を受け、2021年1月1日に改正された。

2018年データ保護法は、2016年に制定されたEU GDPRを受けて制定されたものであったところ、イギリスのEU離脱の影響により、EU GDPRを国内法化することとなり、UK GDPRが制定された。

<sup>34</sup> 芦田淳「【イギリス】2018年データ保護法の成立」外国の立法 No.276-2 6頁、日本貿易振興機構「『英国一般データ保護規制(UK GDPR)』実務ハンドブック」2022年4月2頁

## イ. 目的

2018年データ保護法は、前述のとおり EU GDPR 制定の影響を受けたものであり、それに適応するために制定された。

UK GDPR についても、前述のとおりイギリスの EU 離脱の影響を受けたものであり、EU と足並みを揃えるために国内法化された。なお、後述するように、EU GDPR から若干の修正が加えられている。

### (5) 実装化の実施状況

イギリスでは、試験的に以下のようなアルゴリズムツールが行政機関において用いられている<sup>35</sup>。

- ・ GOV.UK Data Labs (内閣府) : 関連リンク
- ・ 保健省と NHS Digital : COVID-19 臨床ツール
- ・ 情報コミッショナーオフィス : 登録メールボックス AI
- ・ 食品基準庁 : 食品衛生評価スキーム AI
- ・ ハンプシャー警察及びテムズ、バレー警察 : DARAT (家庭内虐待リスク評価ツール)
- ・ ウェスト・ミッドランズ警察 : 性的有罪判決探索分析

ア. GOV.UK Data Labs (内閣府) : 関連リンク<sup>36</sup>

#### (ア) システム概要

関連リンクは、コンテンツページから関連する今後の旅 (journeys) を提供することで、GOV.UK のナビゲーションを支援するために構築された推奨エンジンである。このツールは、アルゴリズムを使用して、過去3週間のユーザー移動データ (ウェブ分析データ) でモデルをトレーニングする。このツールは、ユーザーがインターネットにおいて有用な情報やコンテンツを見つけることを補助し、ナビゲーションを支援するために使用されます。

GOV.UK には約 60 万のコンテンツがあり、以前は関連リンクを手動で作成していたため、関連リンクによってナビゲーションされるコンテンツは約 2,000 にとどまっていた。関連リンクを用いることによって、GOV.UK コンテンツのほぼ全体に拡大した。

#### (イ) 所管行政庁/担当部門

GOV.UK – 政府デジタルサービス

---

<sup>35</sup> GOV.UK, Algorithmic transparency pilots, <https://www.gov.uk/government/collections/algorithmic-transparency-reports>

<sup>36</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/govuk-data-labs-cabinet-office-related-links>

(ウ) 提供される情報

なし

(エ) 意思決定に与える影響

表示するコンテンツの内容は自動的に決定されるものの、関連リンクは、ユーザーがインターネットにおいて有用な情報やコンテンツを見つけることを補助し、ナビゲーションを支援するために使用されるものであり、意思決定ではなく補助手段である。

イ. 保健省と NHS Digital : COVID-19 臨床ツール<sup>37</sup>

(ア) システム概要

COVID-19 臨床ツールの目的は、危険にさらされている個人が COVID-19 にどのように感染しているかを予測する方法を作成することである。このツールは、臨床医が使用することが想定され、個人的なリスクに関する患者との会話をサポートするために開発された。

COVID-19 臨床ツールは、オックスフォード大学が開発した QCOVID と呼ばれるアルゴリズムを利用している。このアルゴリズムは、COVID-19 に感染し、入院又は死亡する複合リスクを推定するために、年齢、性別、民族性、身長、体重、特定の健康状態と治療などの多くの要因を組み合わせている。

QCOVID アルゴリズムのオリジナルバージョンは、2021 年 2 月に保護患者リストに患者を追加するための人口リスク評価の一部としても使用された。これらの患者は、当時保護するように勧められ、そのためのサポートが提供され、COVID-19 ワクチン接種が優先された。保護患者リストはその後閉鎖された。

(イ) 所管行政庁/担当部門

保健省と NHS Digital

(ウ) 提供される情報

陽性 PCR 検査後に COVID-19 で死亡するリスクなど

(エ) 意思決定に与える影響

COVID-19 臨床ツールの使用は、臨床的意思決定を行うものではなく、意思決定プロセスにおける補助手段である。このツールを利用することによって、臨床医と患者との意思決定の共有を促進し、臨床医による意思決定プロセスで考慮すべき追加の情報を提供する。また、このツールは、意思決定に関するリスク／ベネフィット分析に役立つ（例えば、保護またはその他の予防措置を講じるための推奨）。このツールは、本質的に、それ自体で自動化

---

<sup>37</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/department-for-health-and-social-care-and-nhs-digital-qcovid-algorithm>

された意思決定を行うのではなく、意思決定を支援するための臨床装置（クラス1）として扱われる。

ウ. 情報コミッショナーオフィス：登録メールボックス AI<sup>38</sup>

(ア) システム概要

登録メールボックス AI は、情報コミッショナーオフィスの登録受信トレイに送信された電子メールを分類し、特定のケースで自動返信を送信する。登録メールボックス AI は、情報コミッショナーオフィスの受信トレイに送信される電子メールの内容に応じて、送信者に新しいオンラインサービスに誘導する自動返信を送信し、必要な詳細情報を提示する。住所変更を要求していると推測される電子メールに対して、住所変更フォームへのリンクを含む電子メールが送信される。

(イ) 所管行政庁/担当部門

情報コミッショナーオフィス

(ウ) 提供される情報

プロセスが完全に自動化されているため、なし。

(エ) 意思決定に与える影響

登録メールボックス AI は決定を下さない。他方で、メールの送信者が情報コミッショナーオフィスに対して住所変更に関する連絡をしたと推測される場合には、住所変更フォームへのリンクを提供し、送信者にセルフサービスの機会を提供する。

エ. 食品基準庁：食品衛生評価スキーム AI<sup>39</sup>

(ア) システム概要

食品衛生評価スキーム (FHRS) AI は、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドの地方自治体内の利害関係者がアクセスできる Web アプリケーションに統合された機械学習モデルである。このシステムの使用は任意であり、予測された食品衛生評価に基づいて食品事業の検査を優先するための標準的な手段を提供することを目的としている。

食品衛生評価スキーム AI は、LightGBM と呼ばれる機械学習フレームワークを使用して開発された。食品衛生評価スキーム AI は、食品基準庁 (FSA) FHRS データ、2011 年国勢調査から公開されている国勢調査データ、HERE API からのオープンデータの 3 つのソースから抽出されたデータに基づいて訓練されている。

---

<sup>38</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/information-commissioners-office-registration-inbox-ai>

<sup>39</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/food-standards-agency-food-hygiene-rating-scheme-ai>

(イ) 所管行政庁/担当部門

食品基準庁

(ウ) 提供される情報

地方自治体の一部の者のみが以下の情報にアクセスできる。

- ・食品事業に該当する地方自治体コード及び名称
- ・事業名、種類及び経営上の郵便番号
- ・予測された FHRs 評価と連動する準拠予測
- ・食品施設が準拠している可能性

(エ) 意思決定に与える影響

食品衛生評価スキーム AI を利用することによって、環境衛生担当者 (EHO) には AI 予測が提供され、その地域の事業に関する知識が補完され、検査の優先順位付けと検査計画が更新される。

食品衛生評価スキーム AI は、地方自治体による意思決定支援を提供するように設計されているが、食品基準庁は、現在の検査体制の代わりにこのシステムを使用したり、さらなるサポート情報なしに単独で使用したりしないように地方自治体に助言している。

オ. ハンプシャー警察及びテムズバレー警察：家庭内虐待リスク評価ツール<sup>40</sup>

(ア) システム概要

家庭内虐待リスク評価ツールは、警察官が将来の家庭内虐待の重大な事件のリスクを効果的に評価し、予測されるリスクを軽減するための措置を講じるために用いられる。現在は、家庭内虐待、ストーカー及び名誉に基づく暴力リスクの識別、評価及び管理モデルが用いられているが、予測ツールとして設計されていないため、リスクの予測精度が低く、最悪の結果が発生するケースを決定するために不十分であり、現場での有効性については疑問が呈されていた。家庭内虐待リスク評価ツールは厳密な訓練を経て開発されているが、現在開発段階にあり、意思決定には使用されていない。

(イ) 所管行政庁/担当部門

ハンプシャー警察及びテムズバレー警察

(ウ) 提供される情報

家庭内虐待リスク評価ツールはまだ完全に設計されていないが、評価の結果だけでなく、家庭内虐待リスク評価ツールの構築に使用されたデータの種類も表示される。

---

<sup>40</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/hampshire-and-thames-valley-police-darat>

(エ) 意思決定に与える影響

家庭内虐待リスク評価ツールは、人間の意思決定を置き換えるのではなく、人間の意思決定のアシスタントになるように設計されている。

カ. ウェスト・ミッドランズ警察：性的有罪判決探索分析ツール<sup>41</sup>

(ア) システム概要

性的有罪判決探索分析ツールは、RASSO（レイプ及び重大な性犯罪）調査へのリソース配分を知らせるために、これらの要因の一部の潜在的な影響を確認することを目的としている。そのため、予測することを目的として作られていない。

ウェスト・ミッドランズ警察による RASSO 調査の数は、過去 5 年間で大幅に増加し、同時にそのような調査の成功率が大幅に低下した。したがって、このプロジェクトは、リソースのより効果的な使用を可能にする潜在的な手段を特定し、より高い成功率に貢献することを目的としている。

RASSO の調査には多くの変数があるため、性的有罪判決探索分析ツールの利用によって、さまざまな変数が調査の成功又は失敗にどの程度貢献しているかを推定できるようになっている。

(イ) 所管行政庁/担当部門

ウェスト・ミッドランズ警察

(ウ) 提供される情報

提供される情報について把握することはできなかったが、性的有罪判決探索分析ツールによる調査結果を詳述した報告書が提出される。

(エ) 意思決定に与える影響

性的有罪判決探索分析ツールは、RASSO 調査の成功率を向上させるために補助的に利用されるにとどまり、意思決定には関与しない。

---

<sup>41</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/west-midlands-police-exploratory-analysis-of-sexual-convictions>

#### (6) その他特記事項

イギリスでは、UK GDPR 第 22 条の規定を受けて、国内法として 2018 年データ保護法第 14 条が自動的な意思決定について定めている。これは、EU GDPR と同様の構造であるが、EU GDPR を国内法 (UK GDPR) 化する際に、文言の調整や第 22 条に第 3 a 項を追加するなどのいくつかの修正が行われた。

イギリスの 2018 年データ保護法は、EU GDPR の制定を受けて定められたものとなっている。そのため、本報告書で取り上げたドイツ及びオーストリアと比較して、2018 年データ保護法第 14 条は、UK (EU) GDPR 第 22 条第 2 項における「データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定める国内法 (加盟国法)」としての性格が強くなっている。

一覧表

各国における完全自動化法制の策定状況について、一覧表にまとめた。

	主な法律	制定の目的	実装化の状況	その他
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税手続現代化法</li> <li>・連邦行政手続法</li> <li>・租税通則法</li> <li>・社会法典 10 編</li> </ul>	<p>課税手続現代化法の立法趣旨は、以下のとおりである。</p> <p>①租税通則法において秩序ある手続を現代化すること</p> <p>②現代的かつ効率的な任務を実現する課税手続の永続的な維持が技術的、組織的及び法的な現代化に対する措置を必要とすること</p> <p>連邦行政手続法、租税通則法及び社会法典 10 編の 3 法を改正した目的は、行政手続法の 3 つの柱における行政行為を完全自動的に行う手段を挿入し、同時に 3 つの手続法の広範囲に及ぶ均一的な持続的発展を保障することである。</p>	<p>本報告書執筆時点で実施されているということは確認できなかった。</p>	<p>行政行為を完全自動的に行う場合の例外が定められている。例えば、連邦行政手続法には、調査義務（第 24 条第 1 項第 3 文）、聴聞（第 28 条）、行政行為の明確性及び形式（第 37 条）及び理由提示（第 39 条）についての例外が定められている。</p> <p>ドイツでは、連邦行政手続法第 35a 条が GDPR 第 22 条第 2 項 b の意味における加盟国法に該当するか否かについて議論があるようである。</p>
オーストリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族負担補償法</li> </ul>	<p>家族手当の自動化の目的は以下のとおりである。</p> <p>①市民のためのサービスの最適化</p> <p>②行政の簡素化</p>	<p>2015 年 5 月 1 日から、国内で子供が生まれた場合に限定して、家族手当の支払いが自動的に行われている。</p>	<p>家族負担補償法第 12 条には、家族手当の請求権が生じたとき又は消滅したときは、通知を行わなければならないという手続上の義務定められているところ、この通知は、自動給付の場合にも行われると解されている</p>

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018 年データ保護法</li> <li>・ UK GDPR</li> </ul>	<p>2018 年データ保護法は、EU GDPR 制定の影響を受けたものであり、それに適応するために制定された。</p> <p>UK GDPR についても、イギリスの EU 離脱の影響を受けたものであり、EU と足並みを揃えるために国内法化された。</p>	<p>イギリスでは、試験的に、関連リンク、COVID-19 臨床ツール、登録メールボックス AI、食品衛生評価スキーム AI、家庭内虐待リスク評価ツール及び性的有罪判決探索分析が実装されている。</p>	<p>イギリスの 2018 年データ保護法は、EU GDPR の制定を受けて定められたものとなっている。そのため、本報告書で取り上げたドイツ及びオーストリアと比較して、2018 年データ保護法第 14 条は、UK (EU) GDPR 第 22 条第 2 項における「データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定める国内法 (加盟国法)」としての性格が強くなっている。</p>
------	---	--	---	--